資料１

～素案～

本素案に使用している数値、文言等は、

一部変更になる場合があります

厚木市地域福祉計画（第７期）

厚木市成年後見制度利用促進基本計画（第３期）

厚木市再犯防止推進計画（第３期）

厚木市重層的支援体制整備事業実施計画（第１期）

～ 見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり ～

厚 木 市

地域包括ケア社会の実現に向けて

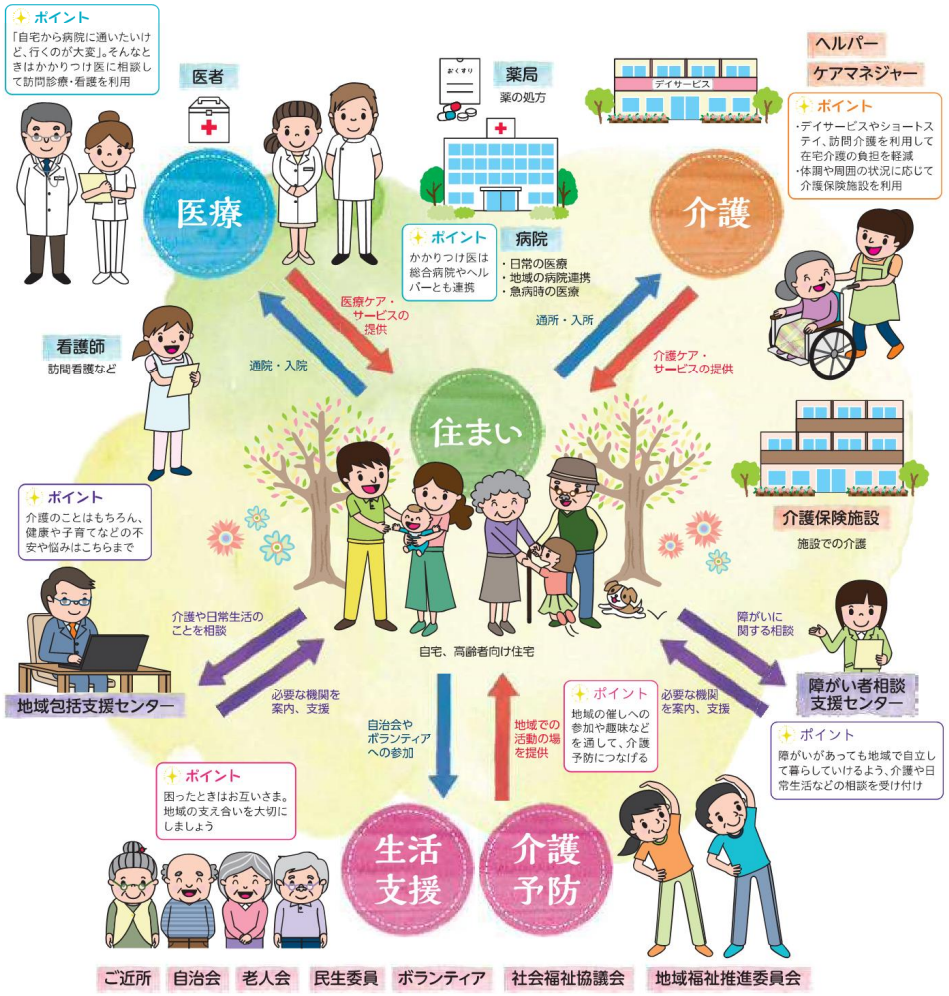
国が推進する「地域包括ケアシステム」

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される高齢者を対象とした仕組み

厚木市が推進する「地域包括ケア社会」

本市では、「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく、誰もが利用できる仕組みであるべきと考えました。

国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。



はじめに

市長あいさつ文挿入

作成中です

令和９年４月

目次

第１章　計画策定の趣旨 1
　１　計画策定の背景と課題 1
　２　計画の位置付けと性格 2
　　（１）地域福祉計画 2
　　（２）成年後見制度利用促進基本計画 2
　　（３）再犯防止推進計画 3
　　（４）重層的支援体制整備事業実施計画 3
　３　計画の期間 6
　４　計画の対象者 7
　５　計画における地域の捉え方 8
第２章　計画の目指す姿と全体像 9
　１　将来像 9
　２　基本理念 10
　３　基本目標 11
　４　計画の体系 12
第３章　施策の展開 15
　施策の方向１　地域で支え合う人づくり 15
　施策の方向２　福祉に対する理解の促進 18
　施策の方向３　地域を支えるネットワークづくり 21
　施策の方向４　地域における居場所づくり 24
　施策の方向５　安心・安全・快適な地域づくり 27
　施策の方向６　生活に困窮する人や不安を抱えている人への 包括的な相談支援の充実 30
　施策の方向７　立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う 地域づくり【再犯防止推進計画】 ... 33
　施策の方向８　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実 【重層的支援体制整備事業実施計画】 36
　施策の方向９　権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】 39
　施策の方向 10　地域福祉におけるＤＸの推進 42
第４章　計画の推進体制 49
　１　計画の推進体制 49
　　（１）保健福祉審議会 49
　　（２）地域包括ケア推進会議 50
　　（３）地区地域福祉推進委員会 50
　　（４）社会福祉協議会 50
　　（５）権利擁護支援センターあゆさぽ 50
　　（６）地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働 51
　　（７）国・県・近隣市町村との連携 51

資料編 53
1　本市の状況 53
（1）人口の状況 53
（2）高齢者を含む世帯の状況 55
（3）こどもの状況 56
（4）高齢者の状況 58
（5）障がい者の状況 61
（6）その他の状況 65
2　地域福祉をめぐる状況 67
（1）地域での支え合いの展開 68
（2）地域での支え合い活動 69
（3）地域での支え合い機能の向上 71
（4）地域の人とつながりを持てる場や交流する機会 72
（5）地域での活動 73
3　計画策定の経過 74
4　厚木市保健福祉審議会規則 75
5　厚木市保健福祉審議会委員名簿 76
6　厚木市地域包括ケア推進会議規則 77
7　厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿 79
8　厚木市地域福祉推進協議会設置規程 80
9　厚木市地域福祉推進協議会委員名簿 81
10　諮問・答申 82
（1）諮問 82
（2）答申 83
11　用語集 84

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。
（例：障害者総合支援法、身体障害者手帳 など）
また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第１章　計画策定の趣旨

１　計画策定の背景と課題

２　計画の位置付けと性格

３　計画の期間

４　計画の対象者

５　計画における地域の捉え方

６　計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

我が国では、少子高齢化の進展や核家族化、単身世帯の増加等を背景に、人口構造や地域社会のあり方が大きく変化しています。これに伴い、８０５０問題やヤングケアラー、社会的孤立、制度の隙間に落ちる課題など、地域における生活課題は複雑化・複合化・深刻化しています。国においては、社会福祉法の改正等を通じて「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備を推進するとともに、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築や意思決定支援の尊重を求めています。

また、神奈川県においては、かながわ福祉スマイル構想（神奈川県地域福祉支援計画）のもと、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、市町村の重層的支援体制整備への支援や、デジタル技術を活用した支え合い・見守り活動の推進、身寄りのない高齢者等の権利擁護支援など、広域的・先駆的な地域福祉施策を展開しています。

本市においては、これまで第６期厚木市地域福祉計画に基づき、助け合いのコミュニティづくり、権利擁護支援センター「あゆさぽ」を中心とした成年後見制度の推進、福祉総合支援課や地域包括支援センター等による包括的な相談体制の構築など、地域福祉の充実に向けた取組を展開してきました。

しかしながら、地域の支え手である民生委員・児童委員や自治会役員等の高齢化・なり手不足が進む一方、自らＳＯＳを出せない孤立世帯への早期対応や、ヤングケアラー等への切れ目のない支援が喫緊の課題となっています。さらに、移動・買い物等の生活課題への対応や、民間事業者・ＮＰＯ・学校等も含めた多様な主体による持続可能なネットワークの再構築が求められています。

こうした国や神奈川県の施策展開、および本市の地域課題を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、これまでの成果を継承・発展させ、地域共生社会の実現、包括的な支援体制の構築、権利擁護の更なる推進を図るため、新たな地域福祉計画を策定するものです。

2 計画の位置付けと性格

（１）地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、本市の最上位計画である「厚木市総合計画」のまちづくりの方向性を踏まえながら、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として位置付けられるものです。

本計画では、制度や分野の枠組みを超えて一体的に支援する「重層的支援体制整備事業」の取組をはじめ、多様な主体による支え合いの地域づくりを推進します。また、市民や地域団体、福祉事業者等の活動計画として社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携・補完し、一体となって地域福祉を推進する計画とします。

さらに、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

（２）成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

本市では、令和２（2020）年度から「厚木市成年後見制度利用促進基本計画（第１期）」を策定し、令和６（2024）年度から本計画を地域福祉計画に一体的に盛り込み、権利擁護支援センター「あゆさぽ」を中核とした相談支援、成年後見制度の利用支援、地域連携ネットワークの構築に取り組んできました。本計画では、権利擁護支援体制の更なる強化と本人の意思決定支援の尊重、身寄りのない高齢者等への支援拡充に向けた取組を総合的・計画的に進めていきます。

また、成年後見制度については、本人の自己決定をより尊重し、必要な範囲で支援を行う制度への見直しが進められており、令和８年６月には民法等の一部を改正する法律が公布されました。こうした制度改正の趣旨を踏まえ、本人の意思や権利を尊重し、本人の状況に応じた適切な権利擁護支援につなげられる地域づくりを推進します。

（３）再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第８条に定める「地方再犯防止推進計画」として位置付けます。

我が国の刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は高い水準で推移しており、犯罪をした者等の円滑な社会復帰と孤立防止に向け、国や地方公共団体、保護司などの民間協力者との緊密な連携が求められています。

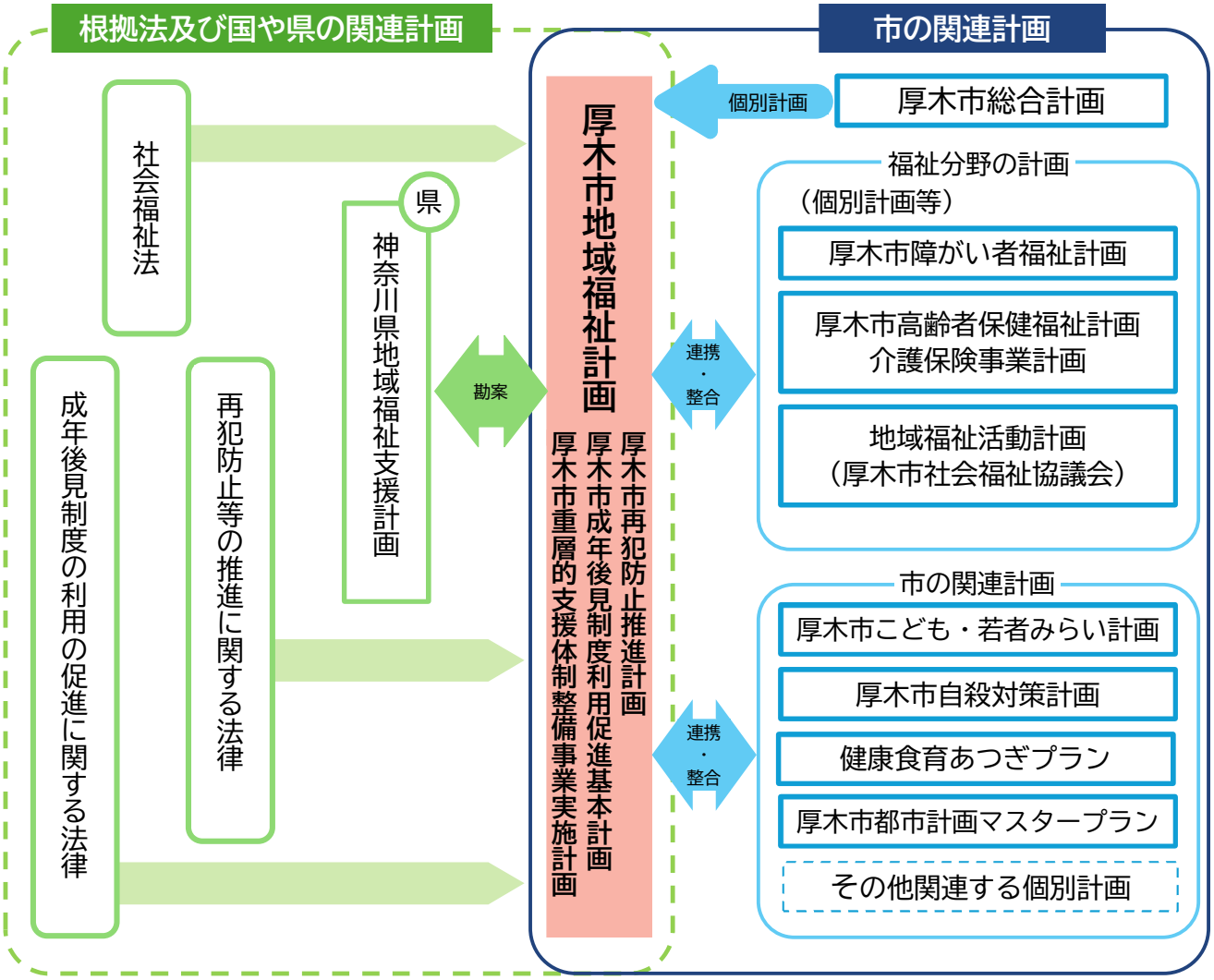
本市では、これまでの啓発活動や保護司の面談環境整備などの取組をさらに深め、「社会を明るくする運動」の推進や、厚木地区保護司会と厚木市居住支援協議会等との連携による住まい・生活基盤の確保など、地域社会で孤立させない「息の長い」支援体制を構築するため、本計画を地域福祉計画に一体的に盛り込みます。

（４）重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置付けます。

人口の減少や少子高齢化、デジタル化やグローバル化など社会構造の変化に伴い、価値観の多様化、地域住民のつながりの希薄化など、生活を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化の中で、個人や世帯が抱える生活課題がますます複雑化・複合化しており、８０５０問題、ヤングケアラー、ダブルケア、社会的孤立、不登校、ひきこもりなど、従来の分野別の支援体制だけでは解決が困難なケースが増加しています。

本市ではこれまで、多機関協働による相談支援体制の整備、参加支援事業及び地域づくり事業を通じた厚木市社会福祉協議会との連携を進めてきましたが、今後こうした事業をさらに充実させて、「アウトリーチ等を通じた継続支援」を含めて一体的に実施する「重層的支援体制整備事業実施計画（第１期）」を第７期地域福祉計画に包含し、地域共生社会の実現を目指した取組を進めていきます。


根拠法及び国や県の関連計画
社会福祉法
県
神奈川県地域福祉支援計画
勘案
再犯防止等の推進に関する法律
成年後見制度の利用の促進に関する法律
厚木市地域福祉計画
厚木市再犯防止推進計画
厚木市成年後見制度利用促進基本計画
厚木市重層的支援体制整備事業実施計画
連携・整合
連携・整合
市の関連計画
個別計画
厚木市総合計画
福祉分野の計画
（個別計画等）
厚木市障がい者福祉計画
厚木市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画
地域福祉活動計画
（厚木市社会福祉協議会）
市の関連計画
厚木市こども・若者みらい計画
厚木市自殺対策計画
健康食育あつぎプラン
厚木市都市計画マスタープラン
その他関連する個別計画

ＳＤＧｓへの取組

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）は、平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

ＳＤＧｓの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、ＳＤＧｓの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。



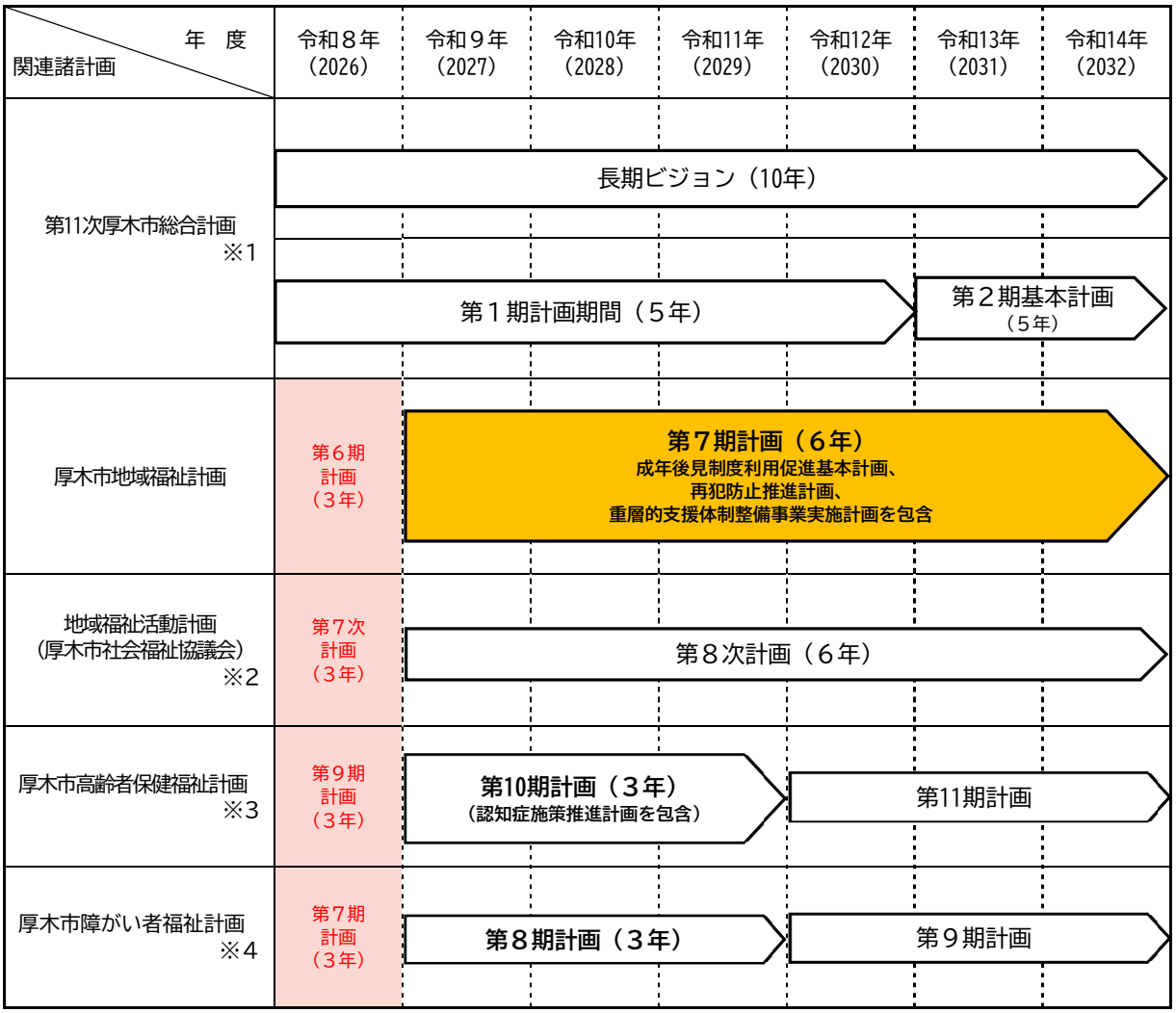
出典　国際連合広報センター

3 計画の期間

本計画は、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年、さらには、本市において高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和27（2045）年を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を共通の将来像に掲げ、福祉政策・事業を計画的に推進するために、令和９（2027）年度から令和14（2032）年度までの６年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合には、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間



※１　第11次厚木市総合計画の長期ビジョンは、令和８年度から令和17年度までである。
　　第２期計画は令和13年度から令和17年度までである。

※２　地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するために「連携」、「協働」、「補完」する計画である。

※３　厚木市高齢者保健福祉計画は、厚木市介護保険事業計画を含む。

※４　厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

4 計画の対象者

本計画の対象者は、高齢者、障がい者、こども、若者、外国人、犯罪や非行をした人など、全ての人々を対象としています。

地域にお住いの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、自主防災隊、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、地域の相談支援機関、地域福祉推進委員会、学校、社会福祉協議会、権利擁護支援センターあゆさぽ、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業、ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）などです。

5 計画における地域の捉え方

本計画では、「地域」と「地区」という言葉がよく使われています。

「地域」は、都道府県や市町村が「地域福祉（活動）計画」と使う場合、その行政区域を指すことが一般的です。

「地区」は、「地区の敬老会」や「地区の公民館まつり」など、普段の日常生活で使われています。本市では、多くの市民、団体、事業者などが参加し地域主体の幅広い福祉活動ができるよう、市内15の地区市民センター単位の「地区」に地区地域福祉推進委員会を組織し、活発な地域福祉活動を展開しています。

これらを踏まえ、本計画では、２つの言葉を次のように整理しました。

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※　ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…地区市民センター単位の15地区の特定の区域を指します。

【地区構成図】



第２章　計画の目指す姿と全体像

１　将来像

２　基本理念

３　基本目標

４　計画の体系

1 将来像

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化による、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加、単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中、地域・家庭・職場における支え合いの基盤を再構築することが不可欠です。自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、それぞれが役割を持って認め合い、支え合うことで、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会を目指していく必要があります。

現在、8050問題やヤングケアラー、ダブルケア、こどもの貧困など、住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。さらに、社会的孤立やひきこもりといった制度の狭間の課題、犯罪・非行をした人の社会復帰支援など、従来の個別的な体制では対応が難しいケースも増加しており、より多角的・包括的な支援が求められています。

そこで本計画では、高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える障がい者やこどもなども含め、地域住民による支え合いと公的支援が連動して地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築します。これにより、切れ目のない支援による地域共生社会の実現と、地域包括ケアシステムの更なる進化を図っていきます。

以上の背景を踏まえ、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、本市の目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」と定めます。

将　来　像
誰もが住み慣れた地域で 自分らしい暮らしを 人生の最期まで続けることができる 地域包括ケア社会

2 基本理念

令和６（2024）年に策定した地域福祉計画（第６期）では、地域住民同士の交流を深め、共生して支え合うことや、地域で安心して暮らせること、差別されないこと、誰もが地域社会とのつながりを持ち社会参加できることを目指し、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念としました。

コロナ禍で一時希薄化した地域住民のつながりは、地域福祉活動の再開や継続により着実に回復しつつあります。しかし、多様化する地域課題に対応するためには、この歩みを止めることなく、住民同士のつながりをさらに強固なものとし、お互いに支え合う地域基盤を定着させていくことが不可欠です。

こうした背景を踏まえ、地域福祉計画（第７期）についても、引き続き「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とします。

基　本　理　念
見守り、つながり、支え合い、 一人一人が尊重される地域づくり

3 基本目標

地域包括ケア社会の実現のためには、地域福祉活動を将来にわたって継続できる人材の育成や、見守り活動や居場所づくり等の地域住民が主体となった取組の推進、誰もが地域の担い手としての役割を持てるような体制整備等が重要となります。

そこで、基本理念として掲げた「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を具現化するため、次の３つの基本目標を設定します。

基　本　目　標
基本目標　１ **互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち（人づくり）** 
基本目標　２ **住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち （地域づくり）** 
基本目標　３ **地域社会とのつながりを実感し、 誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）** 

4 計画の体系

将来像	基本理念	基本目標
誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを 人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会	見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり	基本目標１ 互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち（人づくり）  基本目標２ 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち （地域づくり）  基本目標３ 地域社会とのつながりを実感し、 誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり） 

施策の方向	達成された姿
1　地域で支え合う人づくり	「支える側」と「支えられる側」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができている。
2　福祉に対する理解の促進	福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、尊重し合える関係ができている。
3　地域を支えるネットワークづくり	地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。
4　地域における居場所づくり	地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。
5　安心・安全・快適な地域づくり	生活利便性の向上と住民同士のゆるやかな見守り関係が日常生活の安心感を生み、安全で快適な生活ができている。
6　生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実	身近に相談窓口があり、本人や世帯の状況に応じて、一体的かつ計画的な支援が行われ、経済的自立や社会参加を促す仕組みがある。
7　立ち直り(再出発)に寄り添い・支え合う地域づくり【再犯防止推進計画】	関係機関が相互に連携・協力して支援することで、犯罪や非行をした人が地域社会とのつながりを実感し、安心して暮らすことができている。
●8　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実【重層的支援体制整備事業実施計画】	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、医療・介護・福祉などの支援機関や地域が受け止める支援ネットワークがあり、地域社会とのつながりが実感できている。
9　権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】	一人一人の思いや権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができている。
●10　地域福祉におけるＤＸの推進	デジタル技術を活用し、住民サービスの向上や地域を支える人材や福祉関係職員の負担軽減が図られ、安心して快適に暮らすことができている。

指標については、現在検討中です

第３章　施策の展開

1　地域で支え合う人づくり

2　福祉に対する理解の促進

3　地域を支えるネットワークづくり

4　地域における居場所づくり

5　安心・安全・快適な地域づくり

6　生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実

7　立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う地域づくり
【再犯防止推進計画】

8　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実
【重層的支援体制整備事業実施計画】

9　権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

10　地域福祉におけるＤＸの推進

基本目標１　互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち（人づくり）

施策の方向１　地域で支え合う人づくり

現状と課題

- 地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲で地域福祉活動に参加、協力できる環境づくりが求められています。
- 社会情勢やライフスタイルの変化などから担い手不足が加速する中、地域福祉活動における負担軽減や、新たな地域の支援者を確保するための取組が必要です。
- 人口減少、少子高齢化の進展に伴い、医療・介護の人材不足が加速する中、人材確保に向けた取組の推進が必要です。

取組方針

- 地域の中で、人とのつながりをつくり、お互いに様子を気に掛け、手を差し伸べることができる人を増やします。
- 養成講座や研修を実施し、地域福祉活動に携わる人への支援を充実します。
- 地域住民が可能な範囲で参加できる地域福祉活動を支援します。
- 地域で展開されている地域福祉活動の周知・啓発を推進します。
- 福祉職の人材不足の解消に向け、人材確保に向けた取組の推進、福祉職の魅力発信などの啓発及び、福祉教育を継続的に実施します。

達成された姿

「支える側」と「支えられる側」の関係を超えて誰もが活躍できる地域ができている。

地域の中で人と人が関わり合い、支える・支えられるという垣根を超えて、誰もが主体的に、共に助け合える社会が実現しています。

主な取組

１　地域福祉に携わる人材の確保と育成支援

- ○ 自治会や民生委員・児童委員などの活動環境の整備や負担軽減、地域福祉を担う人材の確保・育成
- ○ 認知症への理解促進と当事者や家族を地域全体で見守り・支援する認知症サポーターの養成
- ○ 地域において子育て支援や助言を行うボランティアや子育てアドバイザーの育成

２　地域で支え合う人づくりの支援

- ○ 地域住民ができる範囲で行うボランティア活動の推進
- ○ 地域の支え合い活動に取り組む人材確保
- ○ 地域福祉活動の周知・啓発
- ○ 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように支援する生活支援コーディネーターの充実
- ○ 福祉職の人材確保に向けた取組の推進

主な指標

目標値

	指標 ＼ 年度	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	認知症サポーター養成講座受講者数	20,635人	21,700人	22,500人	23,300人	24,100人	24,900人	25,700人
取組指標	ボランティアスタートアップ講座受講者数（累計）	12人	30人	40人	50人	60人	70人	80人
成果指標	ボランティアセンターに登録しているボランティア活動者数	3,808人	3,830人	3,850人	3,870人	3,890人	3,910人	3,930人

基本目標１　互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち（人づくり）

施策の方向２　福祉に対する理解の促進

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人も、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、福祉への理解を促進する必要があります。
- 児童・生徒や若い世代に対する福祉教育を充実し、老いることや障がいがあることへの理解を深めるとともに、地域で助け合いに貢献できる人材の育成を図ります。
- 精神障がいや発達障害など、目に見えない障がいについての理解を深める必要があります。

取組方針

- 加齢や障がい等を理由とした差別の解消に向け、地域住民の関心と理解を深める広報・啓発活動を展開します。
- 相互理解と支え合いの意識を醸成するため、幼少期から全世代が触れ合える多世代交流を推進します。
- ８０５０問題やヤングケアラー、社会的孤立やひきこもりなど、支援につながりにくく、制度の狭間にある支援ニーズの把握や地域で顕在化する福祉課題への理解促進と啓発を図ります。

達成された姿

福祉の啓発や学習の機会が充実し、お互いに理解し、尊重し合える関係ができている。

自分や相手を受け入れ、誤解や偏見のない、お互いを認め合う関係づくりを通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

１　理解を広めるための普及活動の実施

- ○ 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」などの配布
- ○ 障がいを理解するためのガイドブックの配布、障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」の配布
- ○ 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- ○ 心のバリアフリーの理解の推進
- ○ 看（み）取りに対する理解を広めるための講演会などの開催
- ○ 児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施

２　理解を深めるための啓発活動の実施

- ○ 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- ○ ８０５０問題、ヤングケアラー、ひきこもりなどの早期発見、支援に向けた研修会の実施
- ○ 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- ○ 高齢者や障がい者などが活躍できる地域交流事業の実施
- ○ 地域における世代間交流事業実施の支援
- ○ オレンジサポート企業団体認証制度の推進

主な指標

目標値

	指標 ＼ 年度	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	障がい者理解に関するイベントの開催・後援回数	回	回	回	回	回	回	回
取組指標	地域版チーム オレンジの結成数	４チーム	５チーム	６チーム	７チーム	８チーム	９チーム	10チーム
成果指標	地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合	67.6%	—	現在検討中です				
成果指標	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいると思う市民の割合	35.3%	39.5%	41.5%	43.6%	45.7%	47.8%	50.0%

基本目標２　住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち（地域づくり）

施策の方向３　地域を支えるネットワークづくり

現状と課題

- 社会情勢やライフスタイルの変化により生活様式や価値観が多様化し、地域社会のつながりが希薄化する中、地域の様々な主体が地域課題を共有し、連携して福祉活動を展開していく必要があります。
- 地域の様々な主体のみならず、行政の相談支援機関などとネットワークを構築し、地域における問題に、気づき、つなげ、解決できるネットワークを構築することが必要です。

取組方針

- ゆるやかな見守り活動をはじめとした地域住民によるネットワークづくりを推進します。
- 地域住民がつくるネットワークや地域包括支援センター、市などの相談支援ネットワークなど、様々な主体によるネットワークづくりを行います。
- それぞれの地域において不足している社会資源や課題を検討し、地域の特性に合った、属性や世代を問わないネットワークづくりを行います。

達成された姿

地域の課題や社会資源が地域で共有され、地域を支えるネットワークが活用されている。

地域住民が困りごとに、気づき、つなげ、解決できるネットワークが構築されています。
網の目のように張り巡らされたネットワークにより災害時にも大きな力を発揮します。

主な取組

１　様々な主体によるネットワークづくり

- ○ 向こう三軒両隣などのゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進
- ○ 地域において相談支援機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる包括的なネットワークの構築
- ○ 属性や世代を問わない居場所などを利用した地域のネットワークづくりの推進
- ○ 地域の拠点である地区市民センターを活用したネットワークづくり
- ○ 自主防災隊、民生委員・児童委員などによる災害時における避難行動要支援者に対する更なる避難連携強化

２　地域の特性に合ったネットワークづくり

- ○ 二層協議体機能を融合した地域が自ら考え解決に向け、決定、行動出来る組織の強化
- ○ 多様な主体の交流を深め、地域での最適なネットワークづくりを構築
- ○ 地域で不足している社会資源や地域の課題をネットワークの力で解決できるよう、顔の見える関係性の構築
- ○ 地域の相談機関や福祉サービスを地域に浸透させるツールづくりの検討

主な指標

目標値

	指標＼年度	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	生活支援コーディネーターの配置人数	10人	16人	16人	16人	16人	16人	16人
取組指標	住民の困りごとに対応する地域の仕組み件数（累計）	６件	７件	８件	９件	10件	10件	10件
成果指標	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいると思う市民の割合	38.5%	43.0%	45.3%	47.5%	49.8%	52.0%	54.3%

基本目標２　住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち（地域づくり）

施策の方向４　地域における居場所づくり

現状と課題

- 地域では、各地区の地域福祉推進委員会によるミニデイサービスやサロン、茶話会など地域住民が主体となった地域活動が展開されています。実施に当たっては、多くの世代が気兼ねなく参加・参画できる環境づくりが必要です。
- こどもから高齢者、障がい者など多くの世代が地域の人とのつながりをつくり、地域で支え合うコミュニティを形成できるよう、誰もが気軽に交流できる居場所をつくることが必要です。

取組方針

- 地域において、地区市民センターや自治会館などの身近な場所を活用した居場所や集いの場を開催できるように活動の支援に取り組みます。
- 誰もが活躍できる場や機会の創出など、社会参加や生きがいづくりにつながる取組を推進します。

達成された姿

地域内の至る所に気軽に集える居場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。

気軽に立ち寄り、憩える場があることで、地域の絆やコミュニティが形成され、誰もが笑顔で生きがいに満ちた生活を送ることができています。

主な取組

１　地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- ○　地域住民にとって、身近な居場所の周知
- ○　地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援
- ○　気軽に居場所へ参加できる環境づくり
- ○　地区市民センターなど公共施設を活用した誰でも気軽に利用できる居場所づくりの支援
- ○　こども食堂などを実施するＮＰＯ法人等への立ち上げの伴走支援や運営支援

２　地域住民が集える通いの場の開催

- ○　ミニデイサービス、サロンや茶話会などの開催
- ○　誰でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

３　誰もが活躍できる場や機会の創出

- ○　生きがいや社会参加につながるサークル活動などの充実
- ○　得意分野をいかした、地域での活動の場や機会の創出

主な指標

目標値

指標＼年度		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	地域住民が主体となった居場所の数（団体数）	370団体	430団体	450団体	470団体	490団体	510団体	530団体
成果指標	地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合	65.0%	―	68.0%	―	―	71.0%	―

基本目標２　住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち（地域づくり）

施策の方向５　安心・安全・快適な地域づくり

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や障がい者等が増加する中、支援が必要な人を地域で見守り、支えていくため、地域住民一人一人がそれぞれの役割にとらわれず、日常生活の中でゆるやかな見守り活動を続けていくことが必要です。
- 地域社会とのつながりづくりとともに、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりと、安心・安全で快適な生活環境を整備することが求められています。

取組方針

- 地域見守り活動について、市民、事業者、関係機関、学校関係など多方面に周知・啓発し、地域全体でのゆるやかな見守り活動を推進します。
- 日頃から顔なじみの関係を築き、災害発生時の住民同士の助け合いや防犯体制の強化を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で快適に暮らしていくため、バリアフリーの促進や多様な移動手段の確保、生活利便施設やサービスの充実を図ります。

達成された姿

生活利便性の向上と住民同士のゆるやかな見守り関係が日常生活の安心感を生み、安全で快適な生活ができている。

地域コミュニティ活動が活性化し、様々な立場の人々が、支える側、支えられる側と固定されることなく、見守り、つながり、支え合う地域づくりを進める中で、誰一人として社会から孤立することなく、安心して生活することができます。

主な取組

１　地域住民による見守り活動の推進

- ○　近所での声掛けや、お互いに様子を気に掛けることから始め、日頃から適度な距離感を持った、地域住民によるゆるやかな見守り活動の推進
- ○　日常生活の中で家族や介護者等が、普段と違う様子に気づいたときに、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発
- ○　日頃から、顔なじみの関係を築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の推進
- ○　見守り活動についての更なる周知、理解の促進

２　新たな見守り活動の推進

- ○　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した新たな見守りの活用
- ○　８０５０問題、ヤングケアラーなどをいち早く発見する体制づくり

３　民間事業者との地域見守り協定の充実

- ○　地域見守り協定の充実と通報後の関係機関との連携による迅速な対応

４　安心・安全で快適なまちづくりの推進

- ○　公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
- ○　移動手段の確保、利便性の向上
- ○　社会福祉法人による「地域における公益的取組」の推進
- ○　生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進、買い物支援の充実

主な指標

目標値

	指標 ＼ 年度	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	避難行動要支援者名簿のうち、個別計画書を作成している割合	55.1%	55.3%	55.4%	55.5%	55.6%	55.7%	55.8%
成果指標	近所での声掛けなど、地域住民によるゆるやかな見守り活動が行われていると思う割合	―	%	現在検討中です				
成果指標	日常生活での移動や必要な施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されていると思う市民の割合	68.6%	70.7%	71.7%	72.8%	73.8%	%	%

基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向６　生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実

現状と課題

- 物価上昇などの社会背景による家賃や生活費などの経済的な課題や社会的な孤立など、様々な課題を複合的に抱えた人が増えており、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などを踏まえた上で、包括的かつ一体的な相談支援を実施する必要があります。
- 様々な課題や困りごとを抱えた人に対して、関係機関が連携し、早期に支援につながる仕組みの強化が必要です。

取組方針

- 相談者の困りごとに対して、身近な窓口で気軽に相談できる環境づくりを推進します。
- 高齢、介護、障がい、こども、生活困窮など各分野で実施されている相談支援の取組を一体的に実施し、世代や相談内容に関わらず、包括的に受け止め、本人や世帯に寄り添った支援を実施できるよう体制強化を推進します。
- 身寄りのない高齢者の問題など制度の狭間にある相談者の課題に対して、関係機関と連携し、包括的に受け止め、解決を目指した伴走的な支援を実施します。

達成された姿

身近に相談窓口があり、本人や世帯の状況に応じた継続的な支援が行われ、地域とのつながりが実感できている。

様々な課題や困りごとを抱えた人に対して、包括的かつ早期に支援につなげる仕組みがあります。

主な取組

１　包括的な相談支援の充実

- ● 基幹型地域包括支援センターの設置
- ○ 家計改善支援員の適切な配置による包括的相談支援体制の充実
- ○ 制度の狭間にある生活課題や社会的孤立などの解決に向けた支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの取組の充実
- ○ 総合的な福祉の相談支援窓口の機能強化
- ○ 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターとの相談支援の連携強化

２　様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

- ○ 孤立孤独、身寄りのない高齢者の問題など制度の狭間にある課題に対する包括的な相談支援の実施
- ○ ホームレスを含めた生活困窮者に対する経済的、社会的な自立に向けた相談支援の充実
- ○ 就労準備支援事業の充実
- ○ 家賃補助、転居費用補助が必要な人への住居確保給付金支給の実施
- ○ 住宅確保が困難な人への居住支援の充実
- ○ 生活困窮世帯のこどもを対象とした学習支援事業の実施及び関係機関との連携強化
- ○ 家計改善が必要な人への相談支援の実施
- ○ ひとり親家庭等に対する経済的支援及び相談支援

主な指標

目標値

指標＼年度		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	自立支援相談事業の新規相談件数	404件	550件	600件	650件	700件	750件	800件
取組指標	自立支援相談事業の延べ相談件数	2，331件	2，500件	2，600件	2，700件	2，800件	2，900件	3，000件
成果指標	相談者の目標達成件数	57件	70件	80件	90件	100件	110件	120件

基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向７　立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う地域づくり【再犯防止推進計画】

現状と課題

- 犯罪をした人の中には、出所後、住居や就労先がないなどの理由から、再び犯罪に手を染める人が多くなっています。犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、保護司等の関係機関と連携しながら再犯防止及び非行の未然防止の取組を推進する必要があります。

取組方針

- 保護司をはじめとした民間協力者、関係機関などと連携しながら、再犯防止対策に取り組み、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- 経済的・社会的な自立に向けた相談から一般就労に繋げるため、ハローワーク等支援機関との更なる連携、就労先等の開拓に取り組みます。
- 更生保護について認知度を向上させるために、啓発を目的としたイベントを実施するなど、周知を行います。
- 犯罪や非行をした人などが、地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう個々の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援に取り組みます。

達成された姿

関係機関が相互に連携・協力して支援することで、犯罪や非行をした人が地域社会とのつながりを実感し、安心・安全・快適に暮らすことができている。

誰もが地域社会とのつながりを実感し、社会参加をしながら自分らしく生活することができています。

主な取組

１　立ち直り（再出発）に向けた支援

- ○　経済的・社会的な自立に向けた就労に関する相談支援事業の充実
- ○　居住支援協議会との連携による居住確保の支援

２　犯罪や非行をした人に対する理解促進

- ○　理解の促進に向けた普及啓発活動や犯罪予防活動の実施
- ○　地域住民を含めた「社会を明るくする運動」の実施

３　保護司や関係機関と連携した再犯防止の推進

- ○　保護司などの民間協力者や関係機関と連携した犯罪や非行の未然防止のための啓発活動
- ○　保護司などのなり手不足解消に向けた啓発活動
- ○　保護司、更生保護女性会などの活動支援
- ○　更生保護サポートセンターの運営支援
- ○　協力雇用主登録の周知・啓発

４　学校、教育委員会と連携した非行の未然防止の推進

- ○
- ○
- ○

現在検討中です

主な指標

目標値

指標＼年度		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	社会を明るくする運動の参加者数	505人	1,520人	1,540人	1,560人	1,580人	1,600人	1,620人
成果指標	厚木警察署管内の再犯者数	―	105人	103人	101人	99人	97人	95人

基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向８　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実

【重層的支援体制整備事業実施計画】

現状と課題

- ８０５０問題、ヤングケアラー、育児と介護のダブルケア、身寄りのない高齢者の問題など地域住民の抱える課題が複雑化・複合化し、単独の支援機関や既存の制度だけでは対応が難しいケースが増えています。
- 複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、「多機関協働事業」、「参加支援事業」及び「地域づくりに向けた支援」の３つの柱からなる事業を一体的に実施し、個別支援と地域支援の両面から重層的な支援体制の整備を推進する必要があります。

取組方針

- 単独の支援機関だけでは対応が難しい複雑化・複合化した市民の課題に対して、必要な庁内関係課及び支援機関等、多機関協働による支援体制を構築し、課題解決を目指します。
- 長期の引きこもりにある方や障がいのグレーゾーンにある方など、既存の制度では対応が難しい支援ニーズに対して、地域の社会資源を活用し、社会参加を支援します。
- 地域住民の多様なニーズや生活課題に対して、居場所づくりや地域活動を通じた地域ネットワークを形成する支援を推進します。

達成された姿

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して、医療・介護・福祉などの支援機関や地域が包括的に受け止める支援ネットワークがあり、地域社会とのつながりが実感できている。

様々な課題を抱え、支援が必要な人を受け止める包括的な支援体制が整い、その人のニーズに応じた適切な支援を継続して受けることができています。

主な取組

１　多機関協働による包括的支援体制の充実

- ○　相談支援包括化推進員を中心とした重層的支援体制整備事業の実施
- ○　多機関協働による複雑化・複合化した支援ニーズへの支援実施
- ○　重層的支援会議による関係機関の調整
- ○　アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施
- ○　不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、８０５０問題及び身寄りのない高齢者の問題など複合的な課題に対する相談支援体制の強化
- ○　顔の見える関係づくりを進める研修会などの実施

２　参加支援事業の実施

- ○　コミュニティデザイン推進員を中心とした社会参加に向けた支援メニューの創設
- ○　社会参加を必要とする相談者と支援メニューとのマッチングの推進
- ○　支援メニューに参加するボランティアの発掘

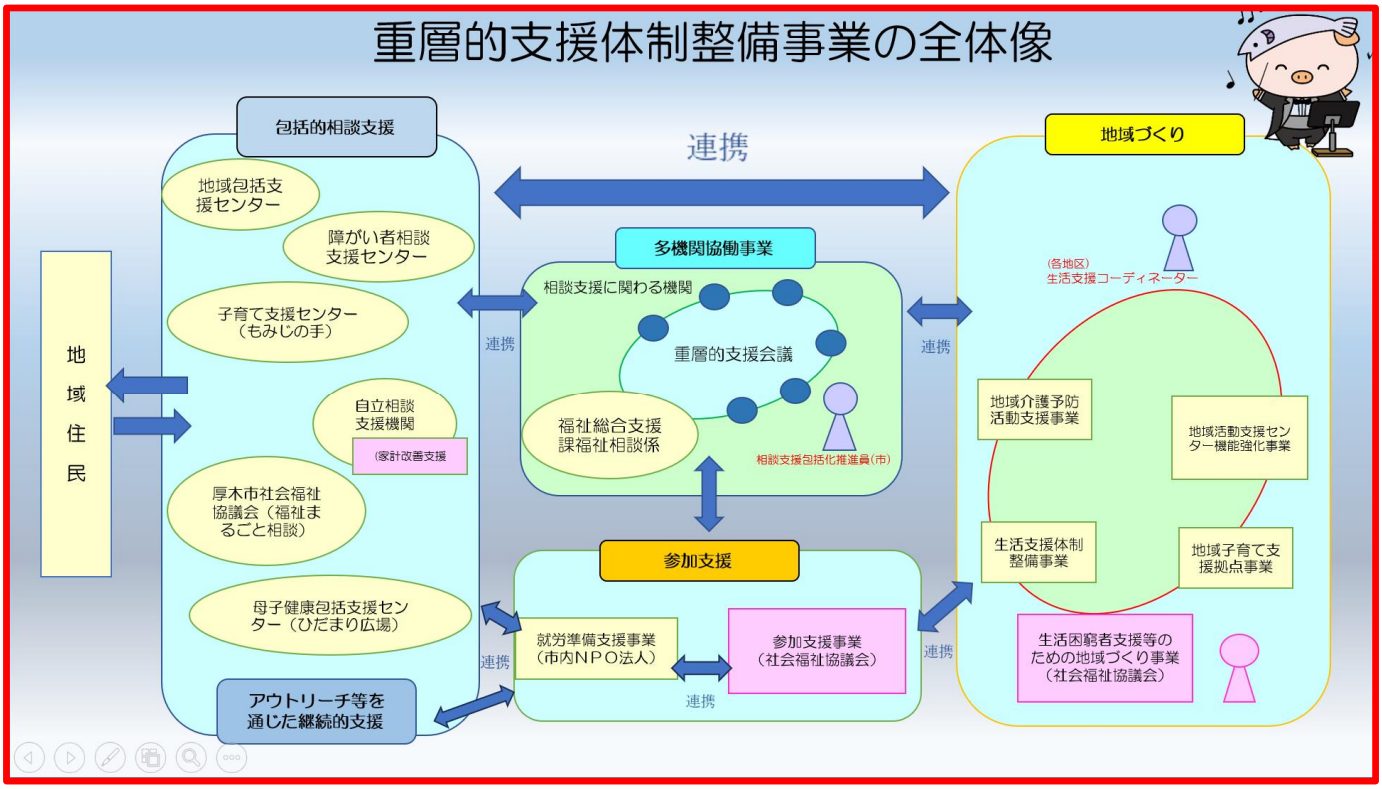
３　地域づくり支援事業の実施

- ○　地域住民のニーズ・生活課題の実態把握
- ○　地域住民のニーズ・生活課題に対応する社会資源や地域住民主体の活動を支援
- ○　地域住民が世代などの垣根を越えて気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所の創設や運営の支援
- ○　行政や地域住民、ＮＰＯ等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

主な指標

目標値

指標＼年度		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	多機関協働による新規相談件数	107件	200件	250件	300件	350件	400件	450件
取組指標	多機関協働による延べ相談件数	1，724件	2，000件	2，200件	2，400件	2，600件	2，800件	3，000件
成果指標	困っている人が安心して相談できる、包括的な支援体制（様々な支援を一体的に行う体制）が十分だと思う市民の割合	―	%	現在検討中です				



基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向９　権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

- 認知症高齢者や一人暮らしの高齢者、障がい者の増加が今後も見込まれることから、判断能力が不十分な状態や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取組や権利を守る取組が必要です。
- 必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるために、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」に向けた地域連携ネットワークを実現することが必要です。

取組方針

- 高齢者、障がい者などの虐待防止に向けて取組を行うとともに、虐待の通報や相談があった場合には、関係機関と連携し、速やかな対応に努めます。
- 高齢者や障がい者の意思決定を尊重し、基本的な人権や財産を守るために、成年後見制度の普及啓発を推進します。
- 地域において、権利擁護、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けた地域連携ネットワークの充実を図ります。

達成された姿

一人一人の思いや権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができている。

判断能力が不十分な人を支援する体制が整い、安心して地域で暮らすことができています。

主な取組

1　権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実

- ○ 権利擁護、成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の機能充実
- ○ 権利擁護支援センターあゆさぽ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターゆいはあと及び障がい者相談支援センターの連携強化
- ○ 多様な気づきから早期発見につなげるための成年後見制度の理解の促進、権利擁護支援センターあゆさぽの周知・啓発

2　高齢者、障がい者、こどもなどの虐待防止

- ○ 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- ○ 児童相談所との連携強化
- ○ 虐待防止へ向けた啓発活動の充実
- ○ 要保護児童等に対する適切な対応に向けた関係機関との連携強化
- ○ 児童虐待の防止、早期発見の取組の実施

3　切れ目のない権利擁護支援

- ○ チーム支援強化及び保健・医療・福祉のほか司法を含めた地域連携ネットワークの強化
- ○ 市民後見人の育成・活躍支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- ○ 本人を中心とした意思決定支援の推進
- ○ 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進
- ○ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の推進
- ○ 中核機関によるコーディネートの推進

主な指標

目標値

	指標＼年度	令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	権利擁護支援センターあゆさぽの相談対応件数（推計値）	2,219件	2,800件	2,850件	2,900件	2,950件	2,950件	2,950件
取組指標	多職種によるチーム支援の回数	53回	60回	65回	70回	75回	75回	75回
取組指標	高齢者・障がい者虐待防止のための講演会参加人数	61人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
成果指標	成年後見制度の認知度	―	現在検討中です					%

基本目標３　地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち（仕組みづくり）

施策の方向10　地域福祉におけるＤＸの推進

現状と課題

- 人口減少、少子高齢化の進展に伴い、人的資源が減少していく中、デジタル技術は急速に進展しており、福祉サービスにデジタル技術を活用することで、業務効率化と負担軽減を図り、より迅速で持続可能なサービスの提供体制を整える必要があります。
- スマートフォンやＳＮＳ等の普及により、市民がＩＣＴを利用する機会はますます増えています。ＩＣＴを活用した地域のつながりづくりなど社会情勢の変化に対応したデジタル技術の活用が必要です。
- 高齢、障がい、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル技術による生活の利便性の向上を実感し、情報格差が生じないような取組が必要です。

取組方針

- 見守り活動や自治会活動など、地域のネットワークにデジタル技術を活用し、幅広い世代が地域福祉活動に参加しやすくなるよう取り組みます。
- 医療や介護など福祉の現場にデジタル技術の導入を支援し、業務効率化と人材不足の解消に取り組みます。
- 福祉行政と相談支援機関とのネットワークについて、デジタル化を促進し、さらなる連携強化を図ります。

達成された姿

デジタル技術を活用し、住民サービスの向上や地域を支える人材や福祉関係職員の負担軽減が図られ、安心して快適に暮らすことができている。

デジタル技術を活用することで迅速な情報共有とネットワーク形成により、関係機関と連携が推進され、住民サービスの向上が期待されます。

主な取組

1　見守り活動やネットワークづくりにおけるＤＸの推進

- ○ 通信アプリＬＩＮＥを活用した見守りと地域のつながりづくりの推進
- ○ デジタル技術を活用した見守りシステム導入の検討
- ○ サービスの周知・啓発及びサポート支援体制の強化

2　業務の効率化・迅速化に向けたＤＸの推進

- ○ 医療や介護など福祉の現場にデジタル技術の活用を支援
- ○ 自治会や地域福祉の活動にデジタル技術を活用し、情報共有の迅速化と利便性の向上による負担軽減
- ○ 福祉行政事務のさらなるデジタル化により、審査期間の短縮など行政サービスの向上

3　包括的な支援に対するデジタル技術の活用

- ○ 関係機関による包括的な福祉相談支援に対するデジタル技術の活用
- ○ 一人暮らしの高齢者や障がい者等に対するデジタル技術の活用

主な指標

目標値

指標＼年度		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
取組指標	通信アプリＬＩＮＥを活用した見守りサービスの利用者数	―	250人	300人	350人	400人	450人	500人
成果指標	福祉に関する申請手続や講座等の申込みに、オンライン申請を使用している市民の割合	―	%	現在検討中です				

本計画で位置付けた10の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目標		実績値	計画目標値					
		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
施策の方向１　地域で支え合う人づくり								
取組指標	認知症サポーター養成講座受講者数	20,635人	21,700人	22,500人	23,300人	24,100人	24,900人	25,700人
取組指標	ボランティアスタートアップ講座受講者数（累計）	12人	30人	40人	50人	60人	70人	80人
成果指標	ボランティアセンターに登録しているボランティア活動者数	3,808人	3,830人	3,850人	3,870人	3,890人	3,910人	3,930人
施策の方向２　福祉に対する理解の促進								
取組指標	障がい者理解に関するイベントの開催・後援回数	回	回	回	回	回	回	回
取組指標	地域版チームオレンジの結成数	４チーム	５チーム	６チーム	７チーム	８チーム	９チーム	10チーム
成果指標	地域の方が障がい者に対する理解があると思う障がい者の割合	67.6%	—	%	—	—	%	—
成果指標	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいると思う市民の割合	35.3%	39.5%	41.5%	43.6%	45.7%	47.8%	50.0%
施策の方向３　地域を支えるネットワークづくり								
取組指標	生活支援コーディネーターの配置人数	10人	16人	16人	16人	16人	16人	16人
取組指標	住民の困りごとに対応する地域の仕組み件数（累計）	６件	７件	８件	９件	10件	10件	10件
成果指標	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいると思う市民の割合	38.5%	43.0%	45.3%	47.5%	49.8%	52.0%	54.3%

進捗管理項目標		実績値	計画目標値					
		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
施策の方向４　地域における居場所づくり								
取組指標	地域住民が主体となった居場所の数（団体数）	370団体	430団体	450団体	470団体	490団体	510団体	530団体
成果指標	地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合	65.0%	―	68.0%	―	―	71.0%	―
施策の方向５　安心・安全・快適な地域づくり								
取組指標	避難行動要支援者名簿のうち個別計画を作成している割合	55.1%	55.3%	55.4%	55.5%	55.6%	55.7%	55.8%
成果指標	近所での声掛けなど、地域住民によるゆるやかな見守り活動が行われていると思う市民の割合	―	%	%	%	%	%	%
成果指標	日常生活での移動や必要な施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されていると思う市民の割合	68.6%	70.7%	71.7%	72.8%	73.8%	%	%
施策の方向６　生活に困窮する人や不安を抱えている人への包括的な相談支援の充実								
取組指標	自立支援相談事業の新規相談件数	404件	550件	600件	650件	700件	750件	800件
取組指標	自立支援相談事業の延べ相談件数	2,331件	2,500件	2,600件	2,700件	2,800件	2,900件	3,000件
成果指標	相談者の目標達成件数	57件	70件	80件	90件	100件	110件	120件
施策の方向７　立ち直り（再出発）に寄り添い・支え合う地域づくり【再犯防止推進計画】								
取組指標	社会を明るくする運動の参加者	505人	1,520人	1,560人	1,600人	1,640人	1,680人	1,720人
成果指標	厚木警察署管内の再犯者数	―	105人	103人	101人	99人	97人	95人

進捗管理項目標		実績値	計画目標値					
		令和７（2025）年度	令和９（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度	令和12（2030）年度	令和13（2031）年度	令和14（2032）年度
施策の方向８　重層的支援体制整備事業による支援体制の充実【重層的支援体制整備事業実施計画】								
取組指標	多機関協働による新規相談件数	107件	200件	250件	300件	350件	400件	450件
取組指標	多機関協働による延べ相談件数	1，724件	2，000件	2，200件	2，400件	2，600件	2，800件	3，000件
成果指標	困っている人が安心して相談できる、包括的な支援体制（様々な支援を一体的に行う体制）が十分だと思う市民の割合	―	%	%	%	%	%	%
施策の方向９　権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】								
取組指標	権利擁護支援センターあゆさぽの相談対応件数（推計値）	2，219件	2，800件	2，850件	2，900件	2，950件	2，950件	2，950件
取組指標	多職種によるチームの支援回数	53回	60回	65回	70回	75回	75回	75回
取組指標	高齢者・障がい者虐待防止のための講演会参加人数	61人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
成果指標	成年後見制度の認知度	―	%	%	%	%	%	%
施策の方向10　地域福祉におけるＤＸの推進画								
取組指標	通信アプリＬＩＮＥを活用した見守りサービスの利用者数	―	250人	300人	350人	400人	450人	500人
成果指標	福祉に関する申請手続や講座等の申込みに、オンライン申請を使用している市民の割合	%	%	%	%	%	%	%

第4章　計画の推進体制

1　計画の推進体制

1 計画の推進体制

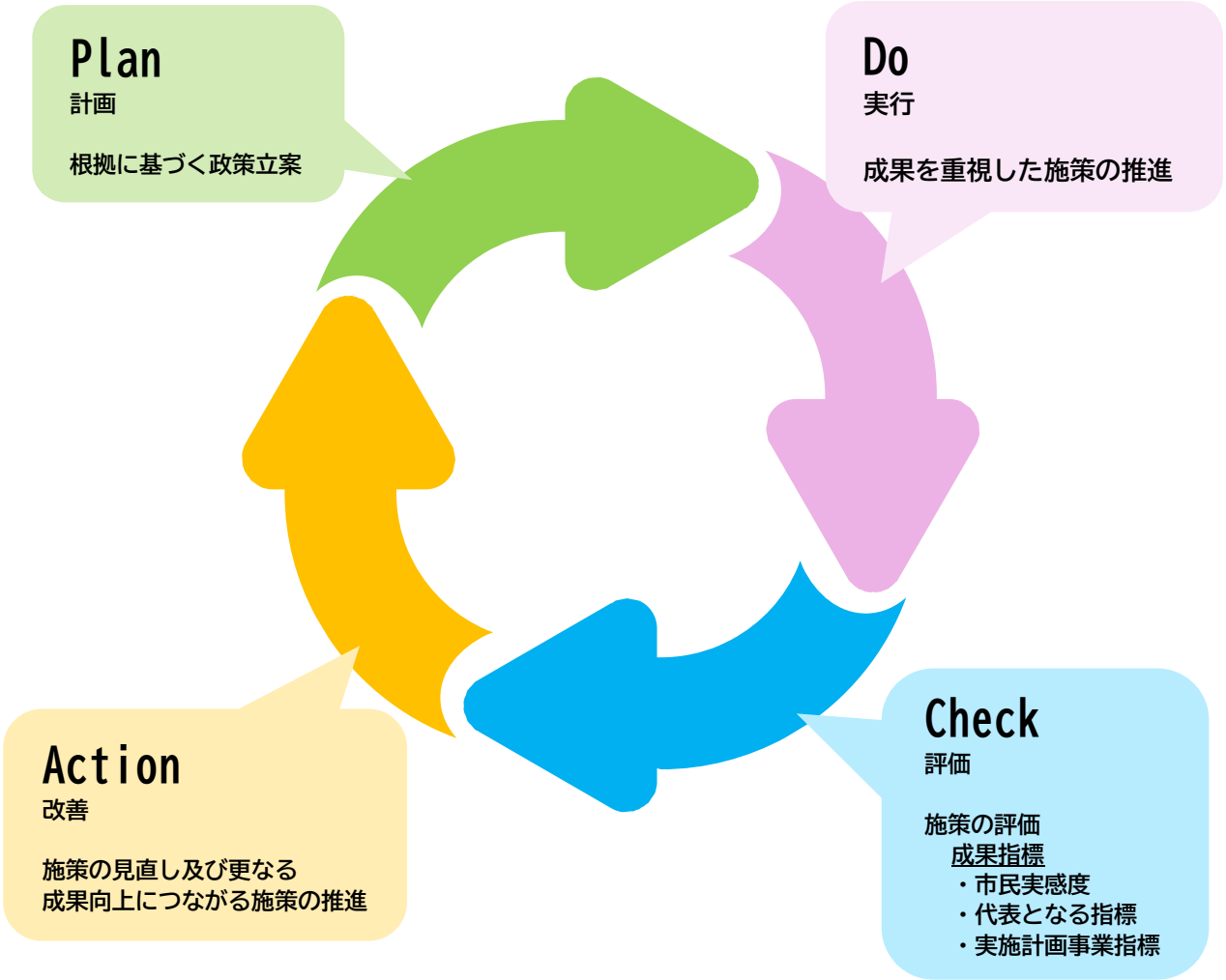
本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

（１）保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、分野を超えた総合的な推進体制が必要です。保健、医療、福祉等の関係団体の代表や市民委員等で構成する保健福祉審議会において、計画全体の進行管理や調整を行います。また、各年度の取組状況について点検・評価を行い、審議会へ報告するとともに、必要に応じて施策等の見直しを図ります。

○　ＰＤＣＡのイメージ



（２）地域包括ケア推進会議

市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを維持できるよう、中長期的展望に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア社会の実現を目指しています。本市では、これを推進するため、医療・介護・福祉分野の代表者や公募委員等からなる「地域包括ケア推進会議」を設置しています。同会議は、本市の地域包括ケアの推進方針等について市長の諮問に応じて調査審議し、意見の報告や建議を行う役割を果たしています。

（３）地区地域福祉推進委員会

市内15地区の地区市民センターを活動拠点とし、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域福祉を支える多様な人材による主体的な活動が推進されています。本計画の地区別計画の策定・運用においては、地域福祉推進委員会と緊密に連携・協働することで、地域に密着した施策展開と計画の確実な履行を図ります。

（４）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を果たす組織として、誰もが排除されない地域社会づくりに取り組んでいます。同協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、本計画とともに市民の参加を得て推進するものであるため、基本理念や重点施策の方向性において整合を図り、互いに補完し合いながら一体となって地域福祉を推進していきます。

（５）権利擁護支援センターあゆさぽ

全ての住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、中核機関として権利擁護の普及・啓発を推進するとともに、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局として地域連携ネットワークの構築を図っています。日常的に本人を支えるチーム支援や、地域連携ネットワークの段階的・計画的な強化に取り組んでいきます。



（６）地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域住民や事業者、ボランティア等は、地域福祉をともに担う不可欠なパートナーです。誰もが安心して暮らせる地域全体での支え合い体制を確立するため、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター等と連携を図ります。地域の課題やニーズをきめ細かく把握し、関係者間で問題意識や方向性を共有できるよう、行政として積極的に働きかけます。

（７）国・県・近隣市町村との連携

国・県の動向や制度改正の速やかな把握に努め、本市における施策展開に有効に活用していきます。あわせて、地域福祉の推進において広域的な対応を要する施策については、近隣市町村との緊密な連携体制を構築し、効果的かつ一体的な施策推進を図ります。

○　地域包括ケア社会（下図はイメージ）の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。

地域住民
- 見守りの関係づくり
- 居場所づくり
- 生きがい・健康づくり

事業所・団体等
- 地域交流
- 連携・協働

行　政
- サービス等の調整
- 情報提供
- 広報・啓発



順次、反映してまいります

資料編

1　本市の状況

2　地域福祉をめぐる状況

3　計画策定の経過

4　厚木市保健福祉審議会規則

5　厚木市保健福祉審議会委員名簿

6　厚木市地域包括ケア推進会議規則

7　厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿

8　厚木市地域福祉推進協議会設置規程

9　厚木市地域福祉推進協議会委員名簿

10　諮問・答申

11　用語集

1 本市の状況

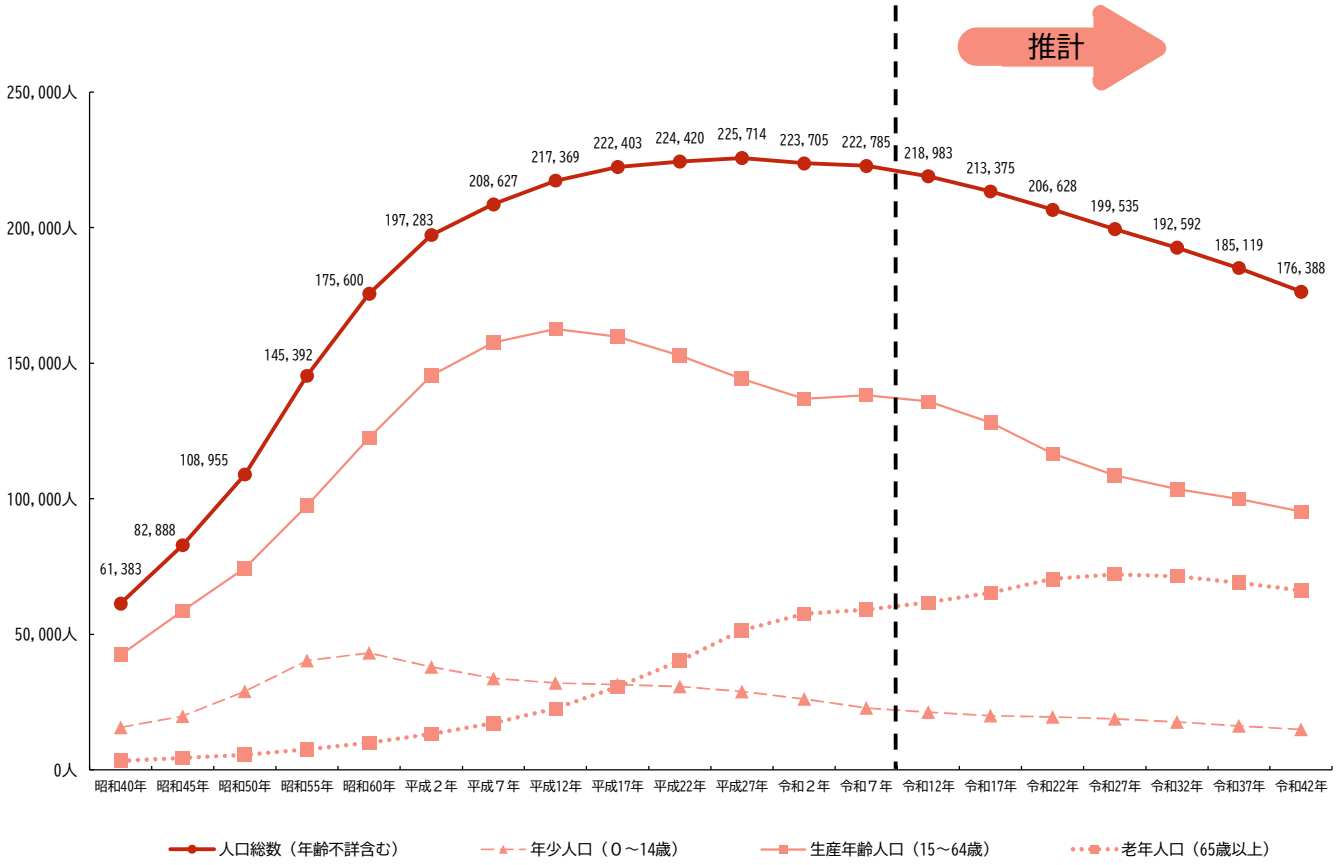
（１）人口の状況

人口総数は令和７（2025）年の国勢調査において、222,785人となり、令和２（2020）年調査以降は減少傾向となっています。

年少人口（０～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、20歳代・30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。

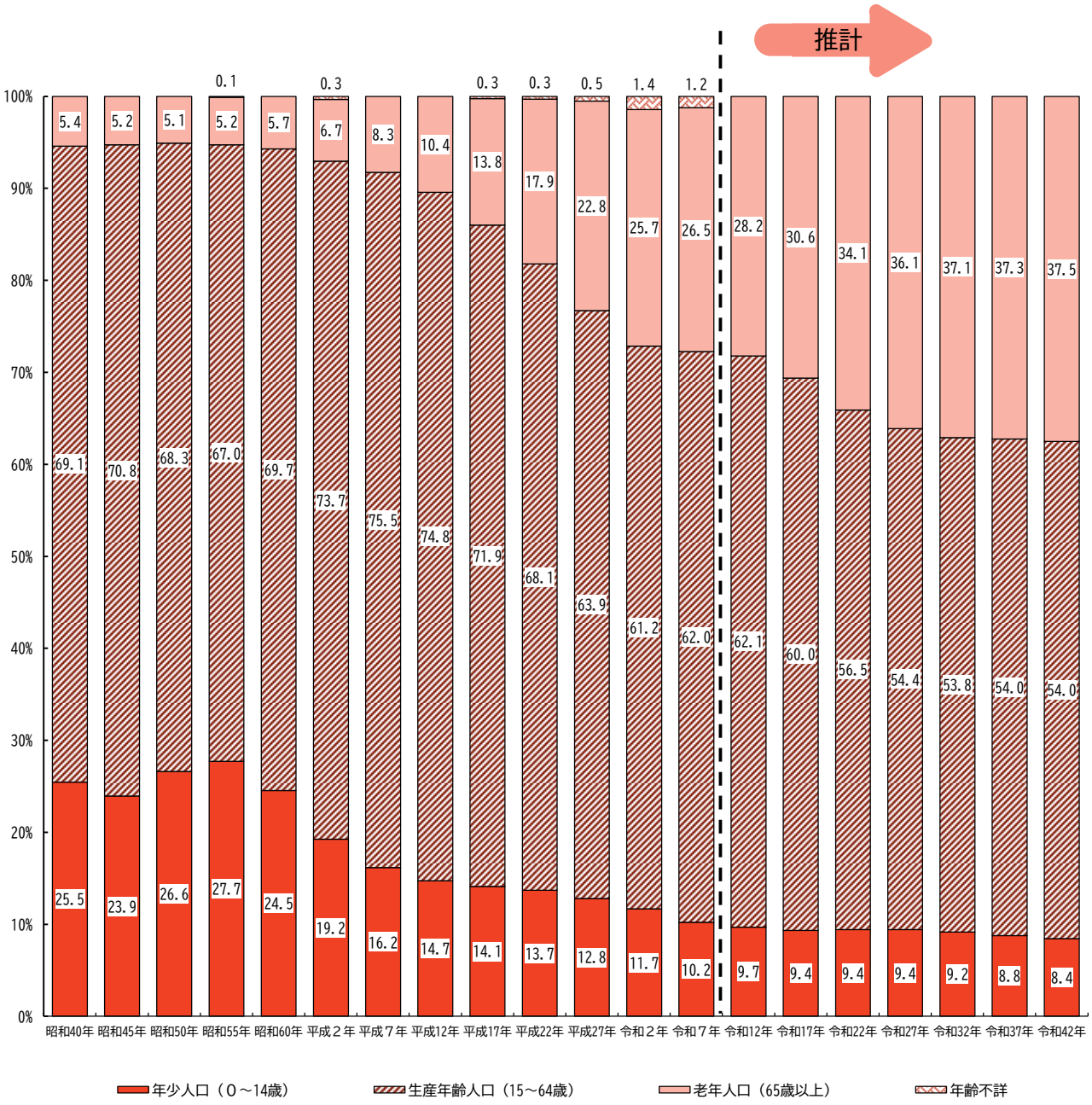
年齢階層別人口の推移



資料　総務省「国勢調査」（各年）

※　令和12（2030）年以降の推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年10月改定）」

年齢構成比率の推計



資料　総務省「国勢調査」（各年）

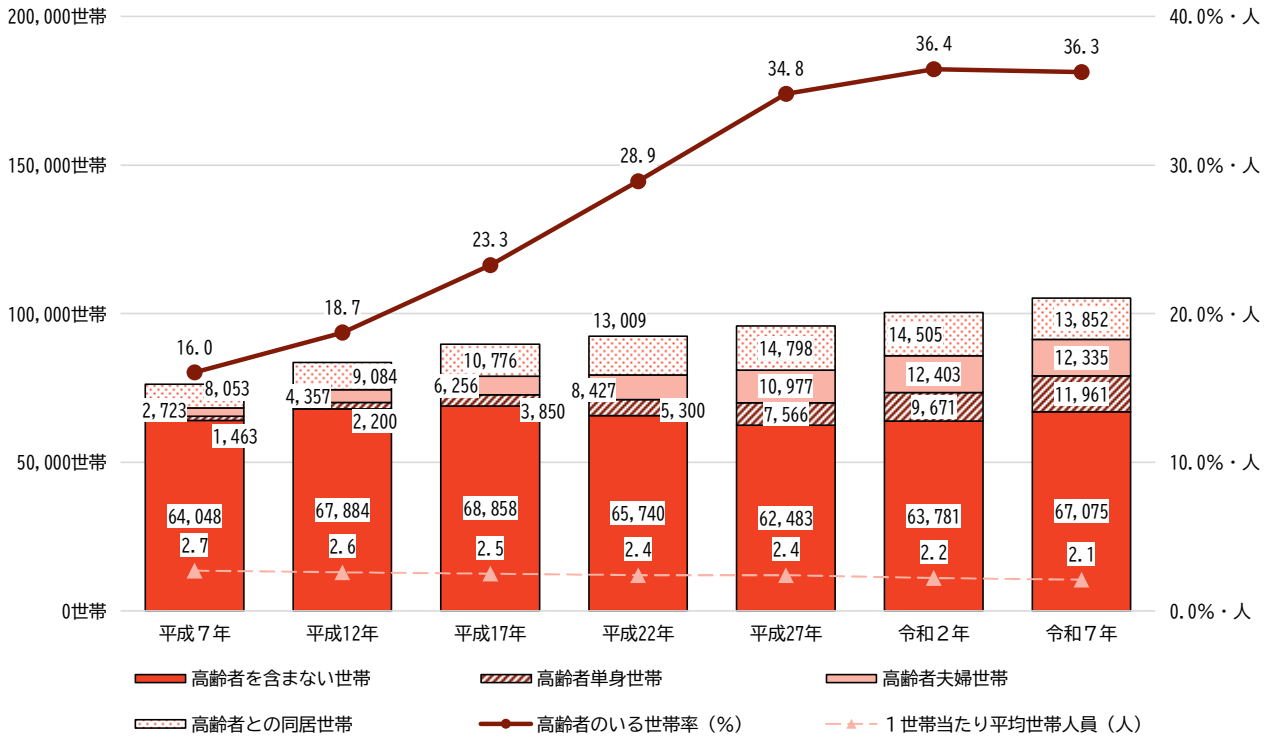
※　令和12（2030）年以降の推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年10月改定）」

（２）高齢者を含む世帯の状況

人口は減少傾向がみられますが、世帯数は増加しています。高齢者のいる世帯（高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯及び高齢者と同居の世帯）は、平成17（2000）年から令和７（2025）年の20年で約1.8倍増加し、高齢者を含まない世帯は横ばい傾向にあります。

また、人口を世帯数で除した一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者を含む世帯数の推移



資料　総務省「国勢調査」（各年）

※　高齢者夫婦世帯とは、夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦１組のみの一般世帯

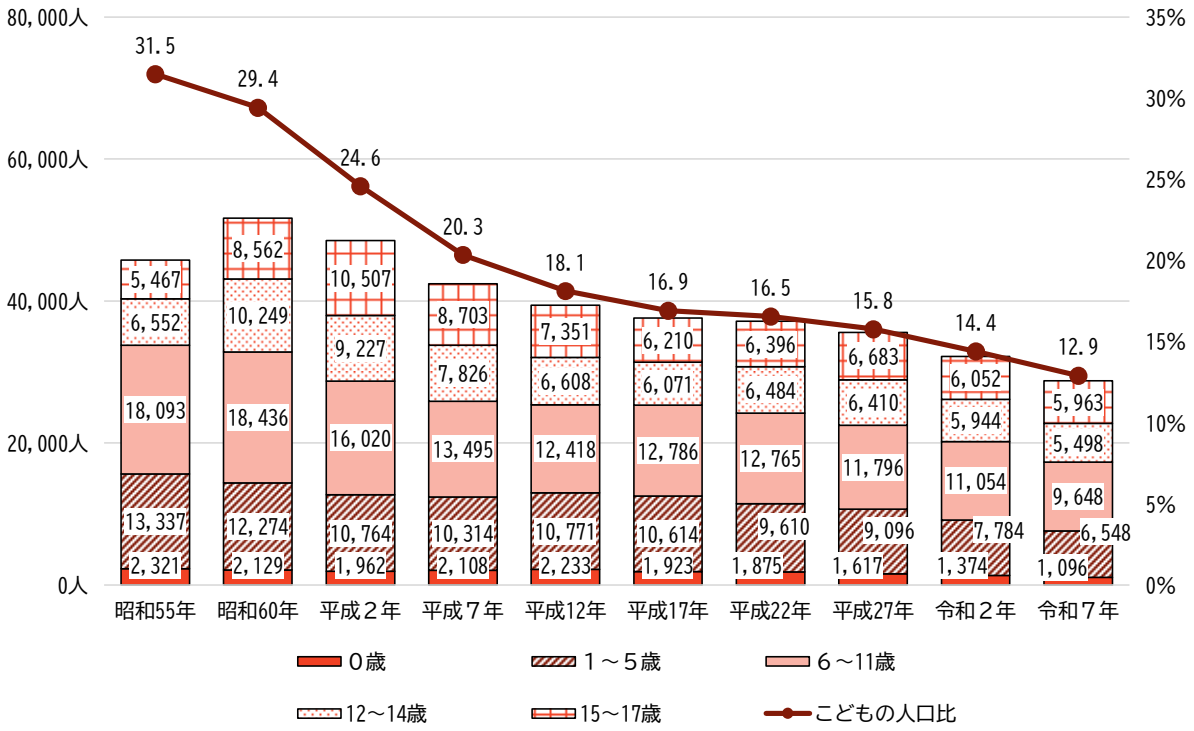
（３）こどもの状況

ア　こどもの人口（18歳未満）

18歳未満のこどもの人口は、第２次ベビーブームの昭和40年代後半から急速に増加しましたが、昭和60（1985）年からは徐々に減少しています。

総人口に対するこどもの人口割合を昭和55（1980）年と令和７（2025）年と比較すると、昭和55（1980）年が31.5%で約３人に１人、令和７（2025）年には12.9%で約８人に１人という状況になっています。

こども人口の推移



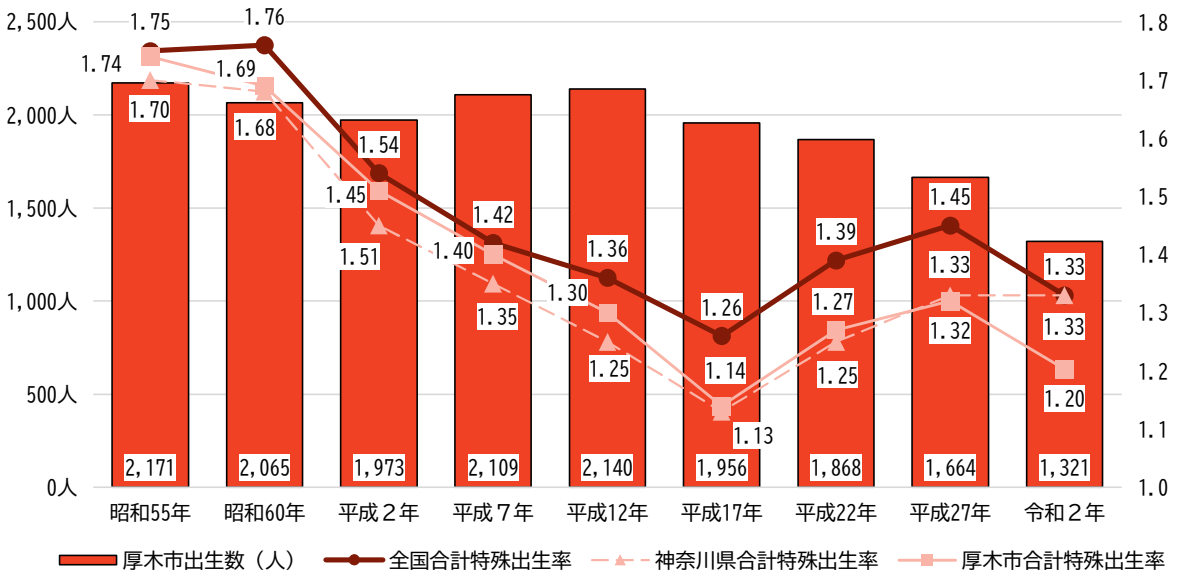
資料　総務省「国勢調査」（各年）

イ　合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成17（2005）年に1.14でありましたが、平成27（2015）年には1.32まで増加しました。しかし、令和２（2020）年には1.20と再び減少しています。出生数については、平成12（2000）年以降減少が続いています。

また、平成12（2000）年には国・県の出生率を上回っていましたが、令和２（2020）年では、国・県より大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移



資料　厚生労働省「人口動態統計」、神奈川県「神奈川県衛生統計年報」

※　合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

（４）高齢者の状況

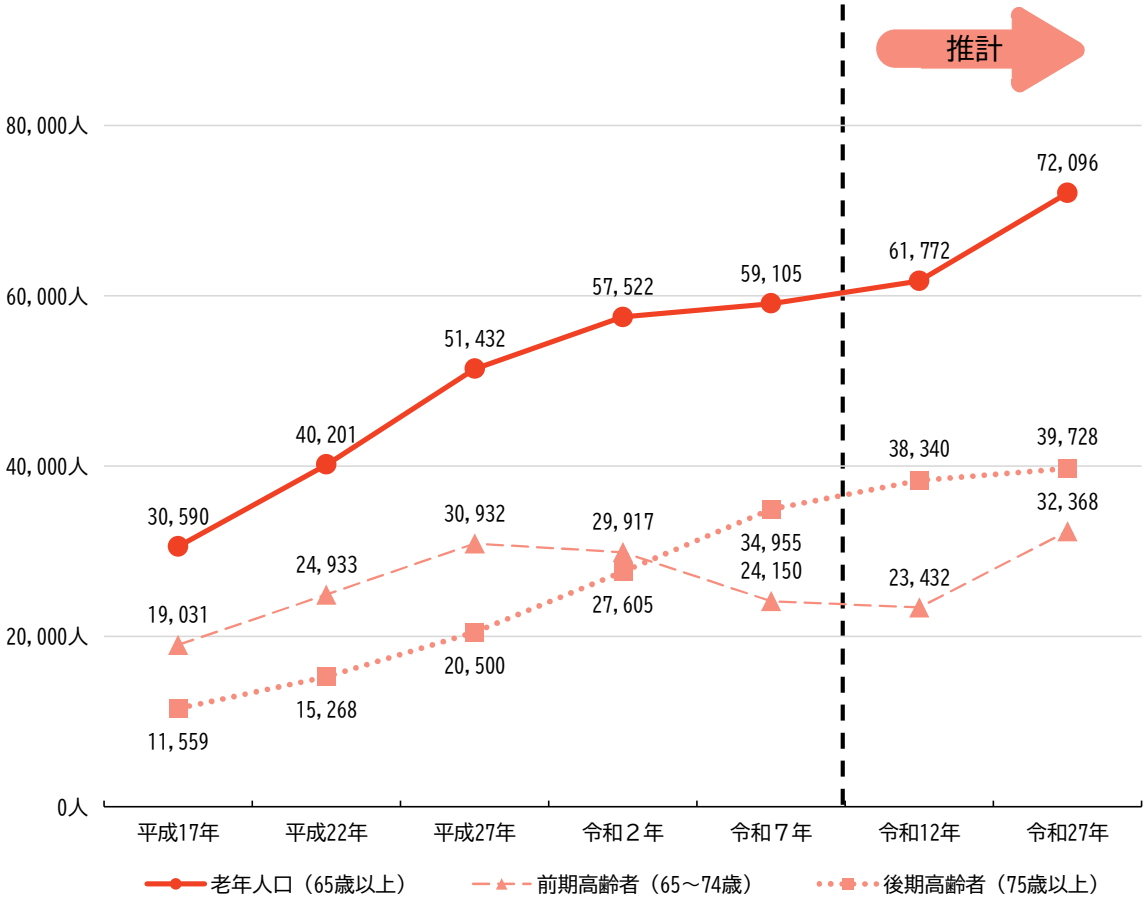
ア　高齢者人口の状況

高齢者数は、一貫して増加を続け、平成27（2015）年には約４人に１人が高齢者となり、令和27（2045）年には３人に１人が高齢者になる見込みです。

後期高齢者（75歳以上）は、令和７（2023）年に前期高齢者（65歳～74歳）24,150人を上回り、34,955人となっています。

また、令和27（2045）年には、39,728人になると見込まれています。

老年人口の推移



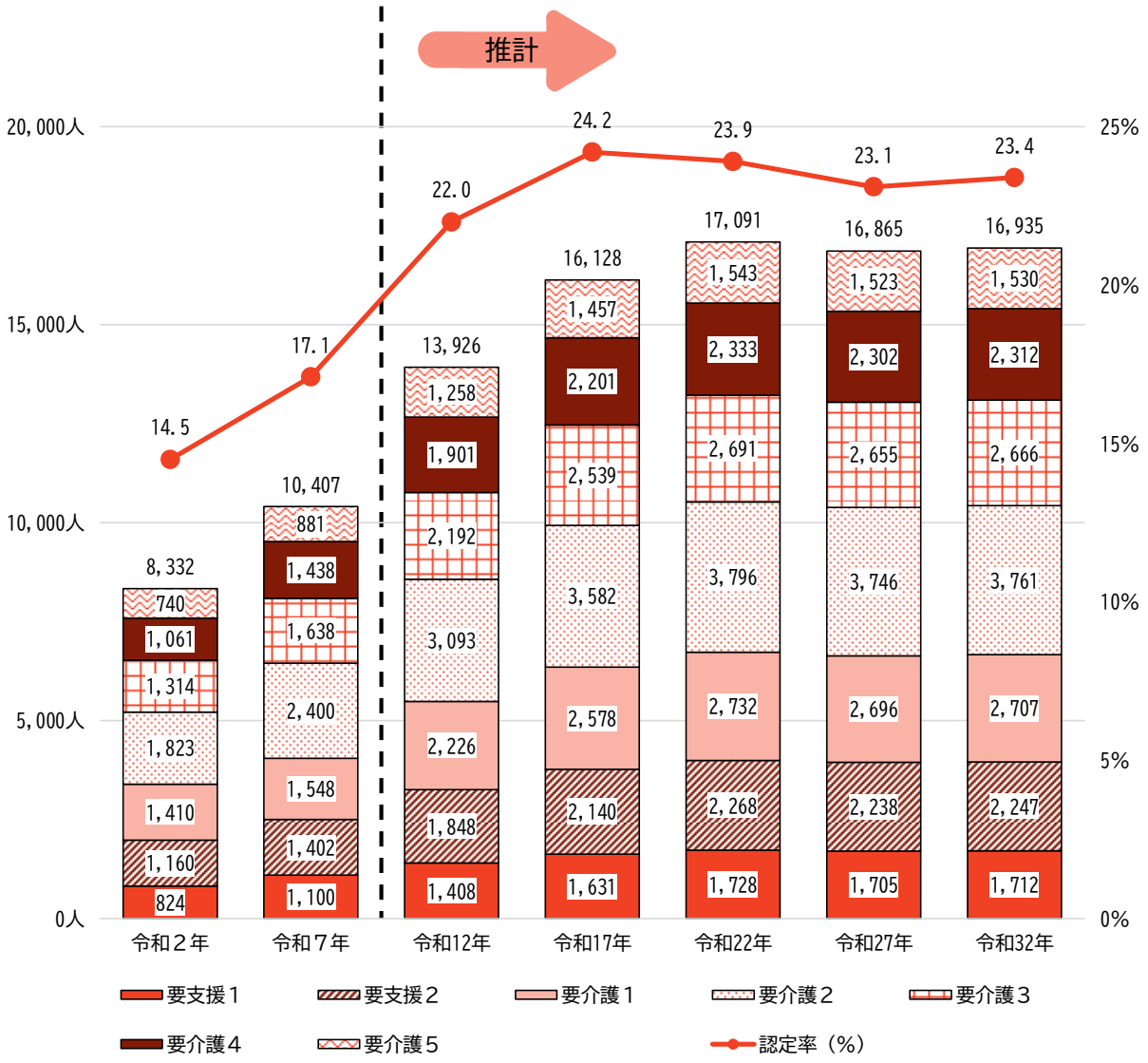
資料　総務省「国勢調査」（各年）

※　令和12（2030）年以降の推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年10月改定）」

イ　要介護・要支援認定者数

要介護･要支援認定者数は、令和７(2025)年10月１日現在10,407人を数え、令和２(2020)年の8,332人と比べ５年間で2,705人増え、約1.25倍の認定者数となっています。これは、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。

要介護度別認定者数及び認定率の実績と推計



資料　厚木市作成（令和８年７月）

※　各年10月１日現在

※　要支援：日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態

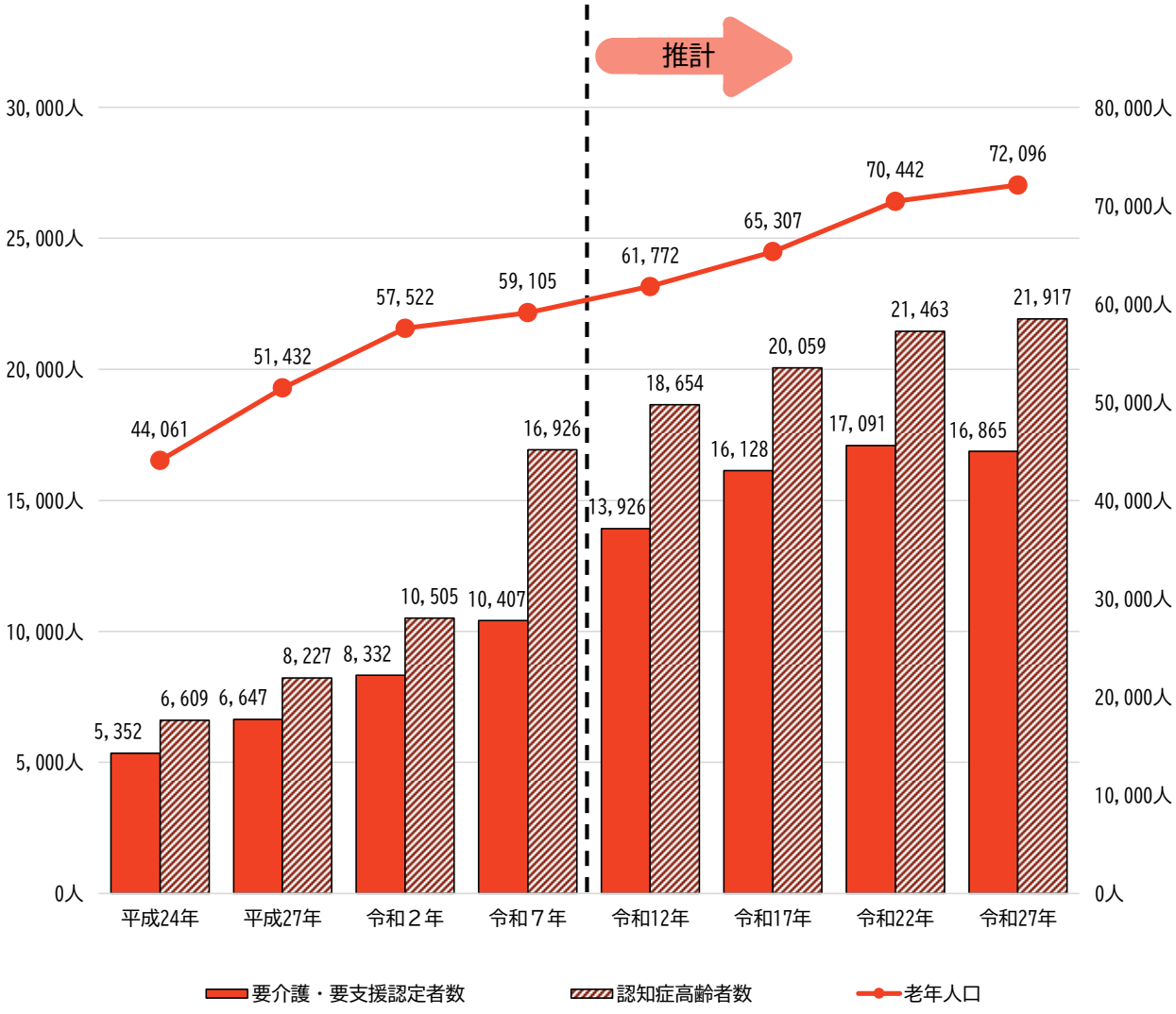
※　要介護：日常生活全般において、自分一人で行うことが難しく、誰かの介護が必要な状態

ウ　認知症高齢者の状況

認知症高齢者数は、認知症が老化と深く関係していることから、高齢者の増加とともに上昇していますが、認知症高齢者の増加率は、高齢者の増加率を上回る状況にあります。

全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年には、認知症高齢者数は21,463人と推計されています。

認知症高齢者の推計



資料　厚木市作成（令和８年７月）

※　各年10月１日現在

※　令和12（2030）年以降の老年人口推計については、「厚木市人口ビジョン（令和７（2025）年10月改定）」

※　「認知症および軽度認知障害（ＭＣＩ）の高齢者数と有病率の将来推計」（厚生労働省）に基づき作成

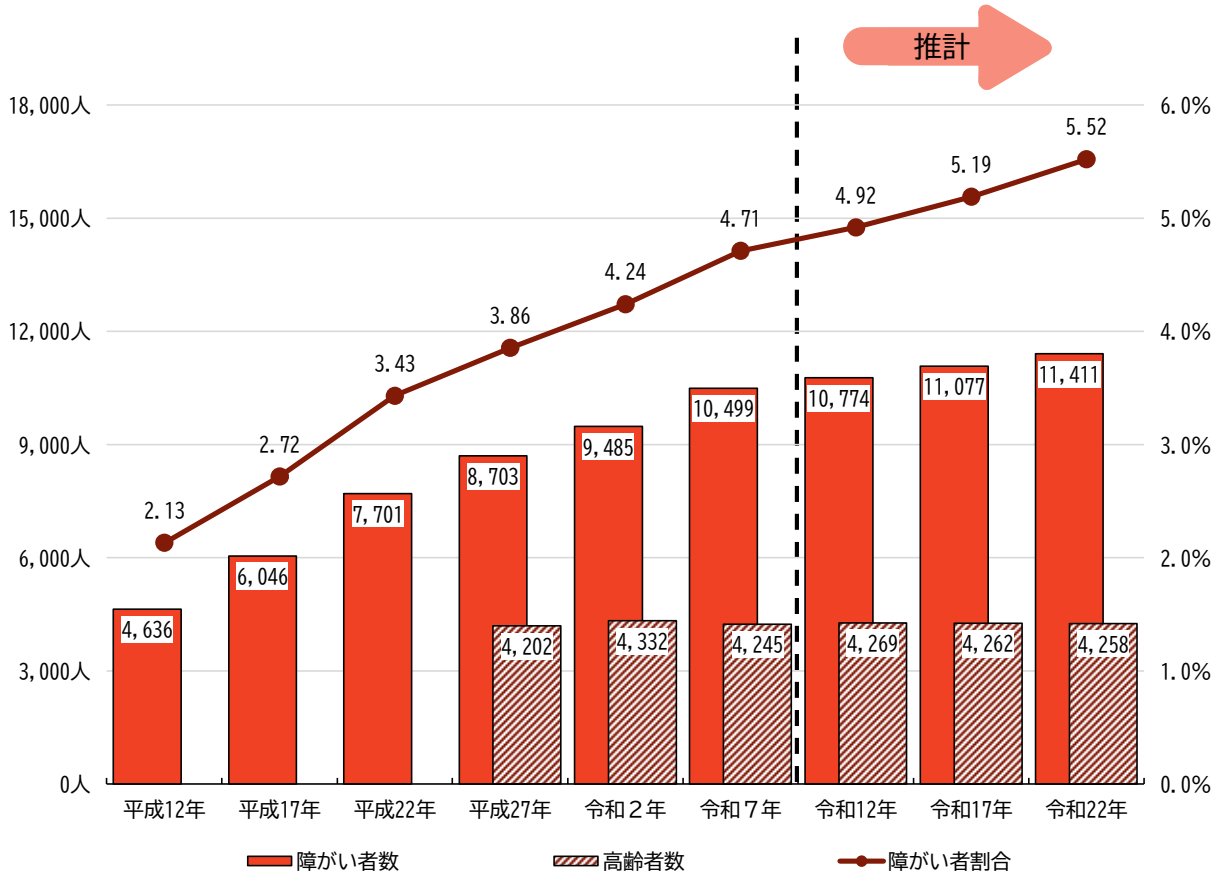
（５）障がい者の状況

ア　障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和７（2025）年では、平成12（1995）年からの30年間で約2.3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は４割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

「厚木市人口ビジョン」における将来展望によると、人口は令和７（2025）年以降も減少が続くと推計していますが、これに対し、障がい者の人口割合は増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年10月1日現在（平成12（2000）年は、４月１日現在）

※　障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の総称をいいます。

※　障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数とします。

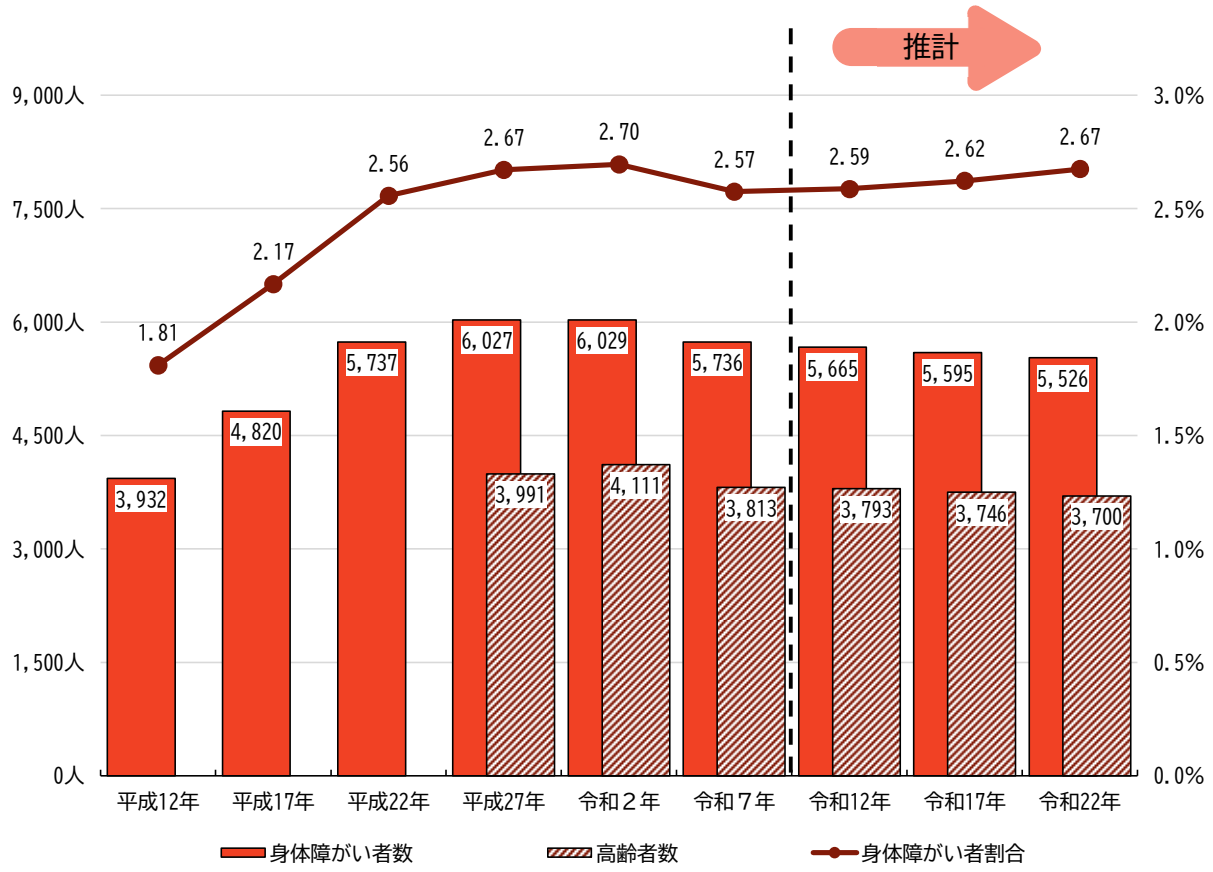
※　高齢者数は、平成27（2015）年度からの統計値

イ　身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けていましたが、令和７年度から減少傾向に転じています。

しかし、「厚木市障がい者数統計」において、令和２（2020）年以降から僅かではありますが、身体障がい者の高齢者（65歳以上）の数が減少傾向に転じていることからも、令和12（2030）年の身体障がい者数は減少に転じると想定されます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年10月1日現在（平成12（2000）年は、４月１日現在）

※　身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※　身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一定以上持続する場合に所持する手帳です。

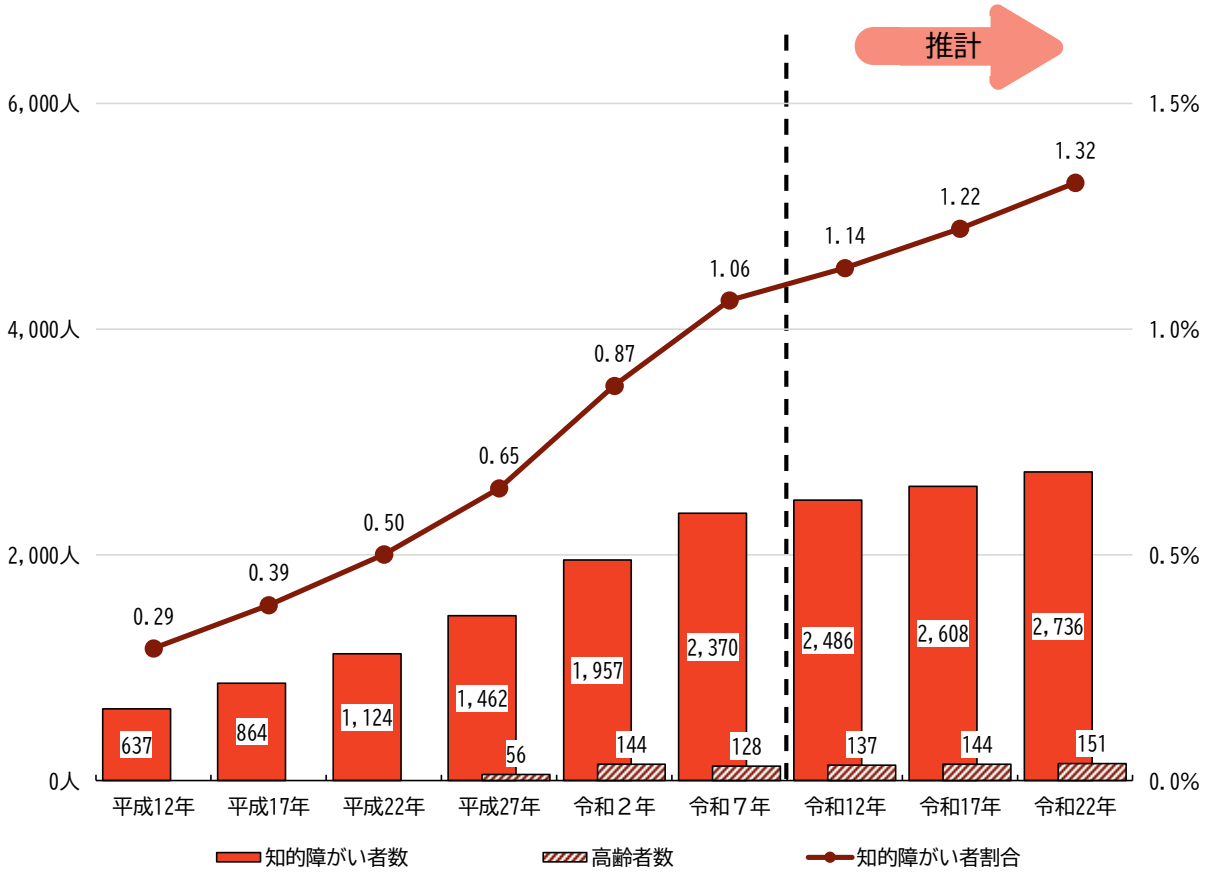
※　高齢者数は、平成27（2015）年度からの統計値

ウ　知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は、18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層の加齢とともに、また新たに取得する人が加わることで、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年10月1日現在（平成12（2000）年は、４月１日現在）

※　知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※　療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※　高齢者数は、平成27（2015）年度からの統計値

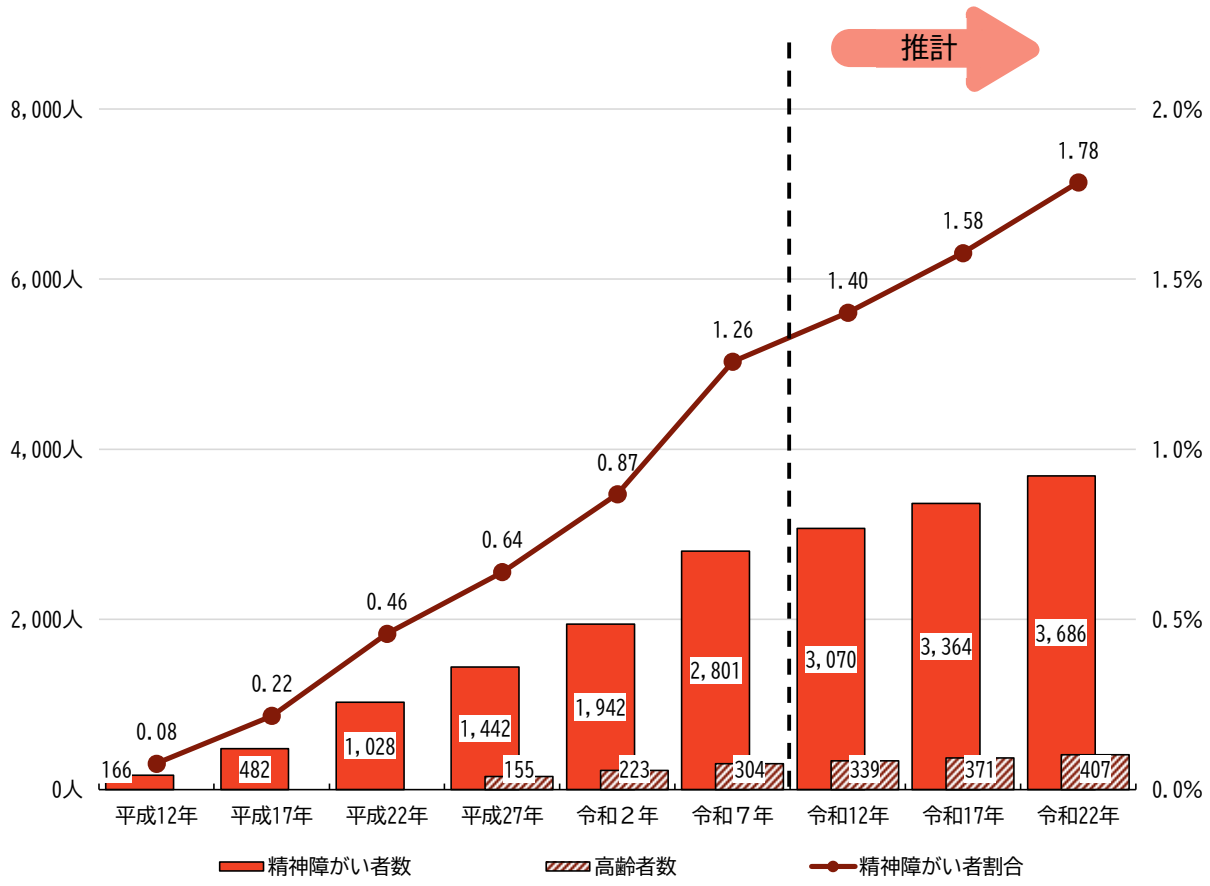
エ　精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患にり患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。

今後は、精神障がい者にも対応した地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービス等を利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料　厚木市障がい者数統計

※　推計は厚木市障がい福祉課作成

※　各年10月1日現在（平成12（2000）年は、４月１日現在）

※　精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※　精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患にり患している方が必ずしも手帳を取得するとは限りません。

※　高齢者数は、平成27（2015）年度からの統計値

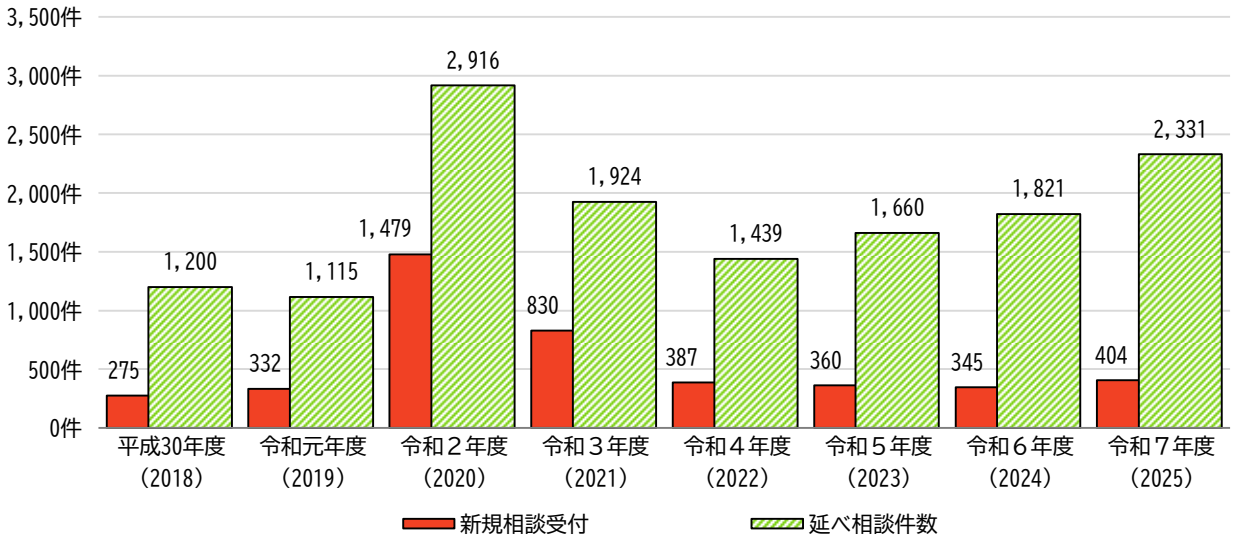
（６）その他の状況

ア　生活困窮者自立支援法等に基づく福祉に関する総合相談の状況

本市における生活困窮者自立支援法等に基づく福祉に関する総合相談の受付件数は、制度の認知と関係機関との連携が進んだことにより、年々増加しています。

相談内容は、病気や健康、障がいに関することを始め、生活費や就労に関することなどが多くを占め、家族の介護やひきこもりなど様々な課題が複雑化・複合化している状況にあります。

福祉に関する総合相談の受付件数の推移



資料　厚木市福祉総合支援課

※　令和２（2020）年度、３（2021）年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う特例措置により相談件数が大幅に増加しています。

福祉に関する総合相談の受付件数

年度	新規相談受付	延べ相談件数
平成30（2018）年度	275件	1,200件
令和元（2019）年度	332件	1,115件
令和２（2020）年度	1,479件	2,916件
令和３（2021）年度	830件	1,924件
令和４（2022）年度	387件	1,439件
令和５（2023）年度	360件	1,660件
令和６（2024）年度	345件	1,821件
令和７（2025）年度	404件	2,331件

イ　再犯者数及び再犯者率の状況

厚木警察署管内の再犯者率の推移は、調査年によってばらつきがありますが、全国合計の数値を上回っています。（令和３（2021）年は47.1%と全国合計の数値を下回っている状況です。）

再犯者率等の推移

（ア）　厚木警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率(%)
令和３（2021）年	367	194	173	47.1
令和４（2022）年	337	169	168	49.9
令和５（2023）年	278	147	131	47.1
令和６（2024）年	291	186	105	36.1
令和７（2025）年				

（イ）　神奈川合計　警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率(%)
令和３（2021）年	9,580	4,587	4,993	52.1
令和４（2022）年	9,183	4,463	4,720	51.4
令和５（2023）年	9,540	4,554	4,986	52.3
令和６（2024）年	10,162	5,021	5,141	50.6
令和７（2025）年				

（ウ）　全国合計　警察署

年	刑法犯総数(人)	初犯者(人)	再犯者(人)	再犯者率(%)
令和３（2021）年	159,692	79,883	79,809	50.0
令和４（2022）年	154,033	77,783	76,250	49.5
令和５（2023）年	163,870	83,683	80,187	48.9
令和６（2024）年	169,552	87,857	81,695	48.2
令和７（2025）年				

法務省矯正局提供

※　20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

※　全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者あり、その他の法令違反に係る検挙者は含まれません。

※　一般の刑法犯には、記載の凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあります。

2 地域福祉をめぐる状況

令和７（2025）年度に実施した厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）策定のための調査結果及び厚木市障害福祉サービス利用（提供）実態調査結果で浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組等について検証しました。

【実施したアンケート調査】

調査の名称	対象
① 若年者一般調査	厚木市に住民登録のある40歳以上65歳未満で、要介護・要支援認定を受けていない市民700人を無作為に抽出
② 高齢者一般調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない市民800人を無作為に抽出
③ 日常生活圏域ニーズ調査	厚木市に住民登録のある65歳以上で、要介護の認定を受けていない市民5,000人を無作為に抽出
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和７(2025)年８・９月に居宅サービスを利用していた市民1,000人を無作為に抽出
⑤ 介護保険未利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和７(2025)年８・９月に居宅サービスを利用していなかった市民700人を無作為に抽出
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	市内の介護保険指定事業者に対し、各サービスの現状と今後の予定について135事業者を無作為に抽出
⑦ 障害福祉サービス利用実態調査（障がい者、障がい児）	厚木市に住民登録のある障害福祉サービス受給者800人を無作為に抽出
⑧ 障害福祉サービス提供実態調査（事業所）	市内の障害福祉サービス等事業所に対し、各サービスの現状と今後の予定について164事業所全てを対象

【調査結果の表示方法】

※ 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

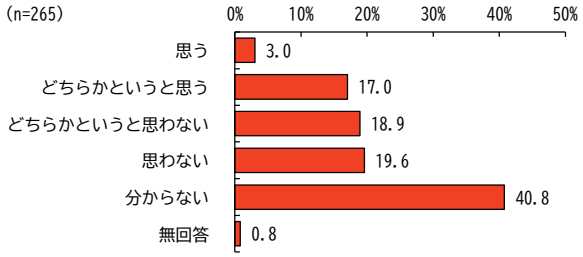
（１）地域での支え合いの展開

本市では、これまでも、施策の一つとして「見守り・支え合いの地域づくり」に取り組んできました。アンケート調査の結果では、「あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。」という設問に対して、居宅介護サービス利用者調査、障がい福祉サービス利用実態調査、若年者一般調査、高齢者一般調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査すべての調査において、「思わない」が「思う」を上回っています。

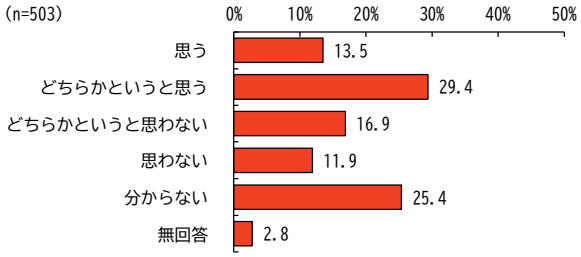
また、分からないと回答した人も若年者一般調査においては、４割の回答があり、地域との関わりを持っていないことが伺えます。

■　あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。

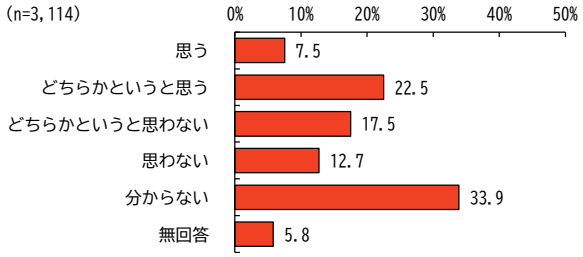
若年者一般調査



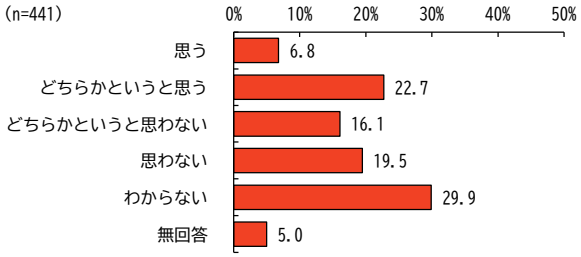
高齢者一般調査



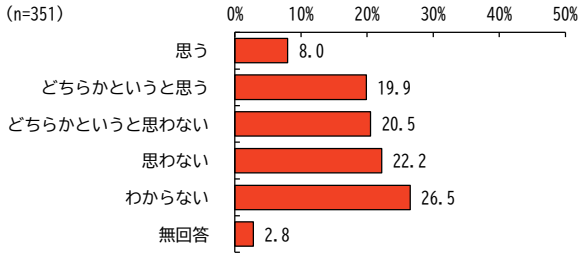
日常生活圏域ニーズ調査



居宅介護サービス利用者実態調査



介護保険未利用者実態調査



（２）地域での支え合い活動

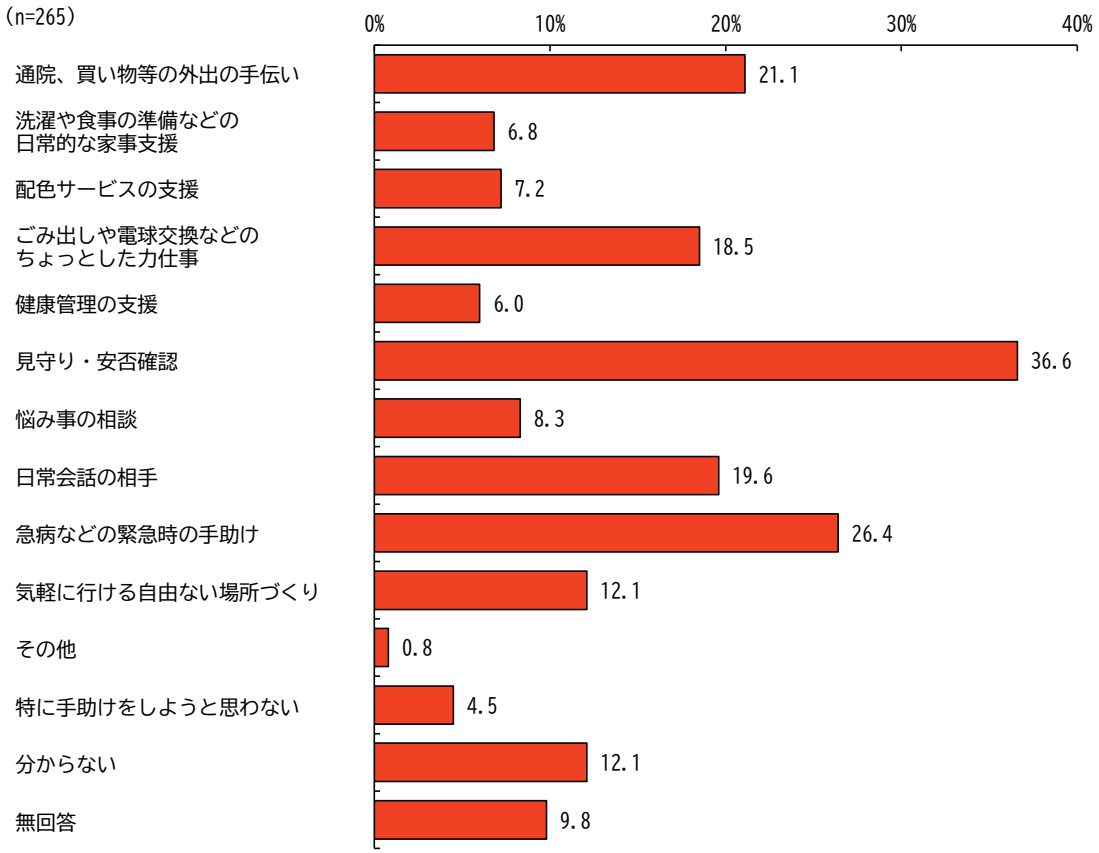
若年者一般調査、高齢者一般調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。」という設問に対しては、「見守り・安否確認」が最も多くなっています。

また、いずれの調査でも「急病などの救急時の手助け」、「通院、買い物等の外出の手伝い」、「ごみ出しや電球交換などのちょっとした力仕事」、「日常会話の相手」などが高くなっています。

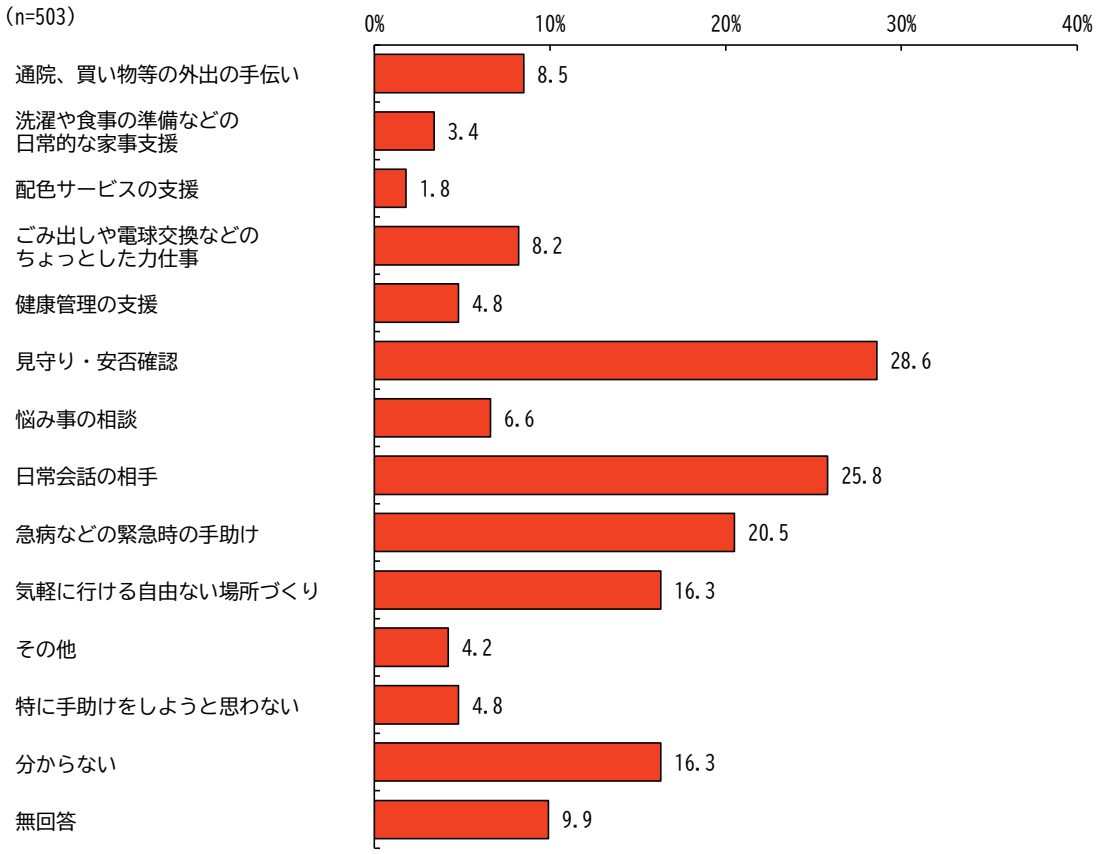
なお、「わからない」「無回答」の回答も見られることから、支え合い活動についての周知・啓発、支え合う人づくりが重要になっています。

■　あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。（複数回答）

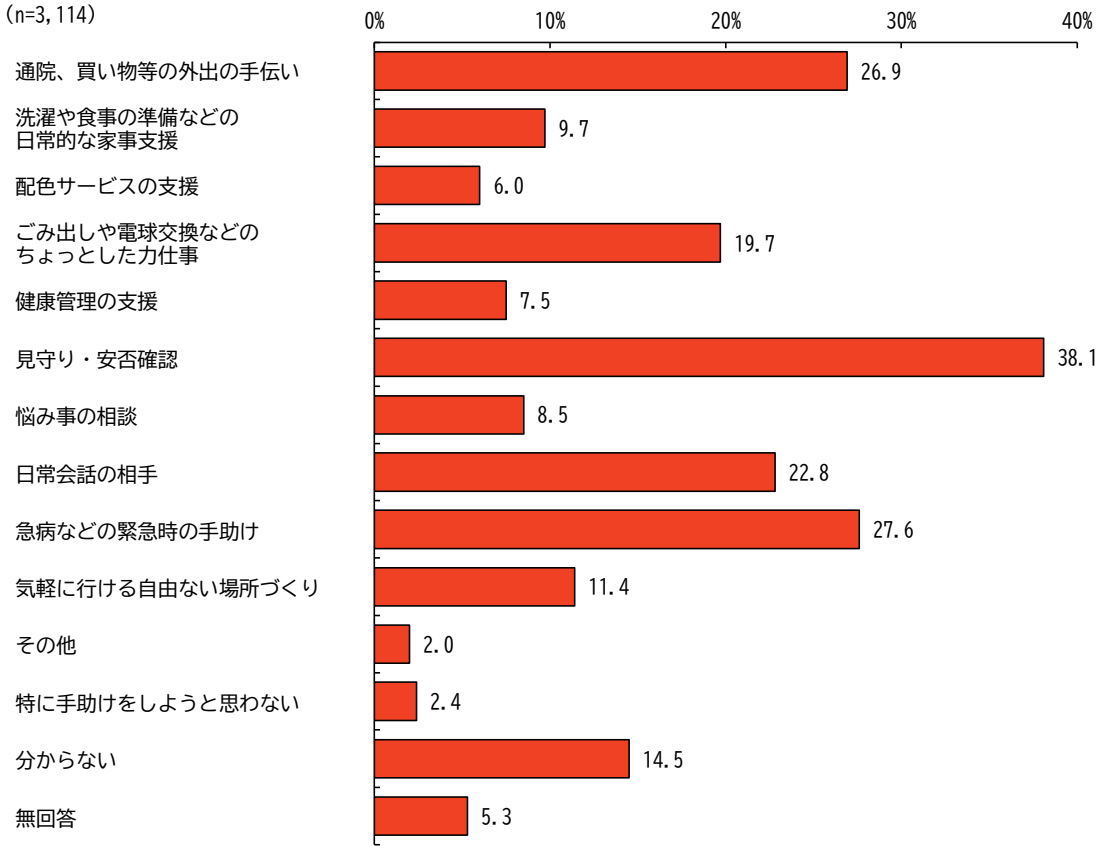
若年者一般調査



高齢者一般調査



日常生活圏域ニーズ調査

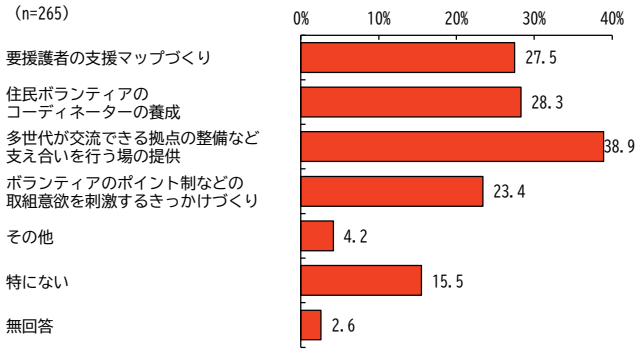


（３）地域での支え合い機能の向上

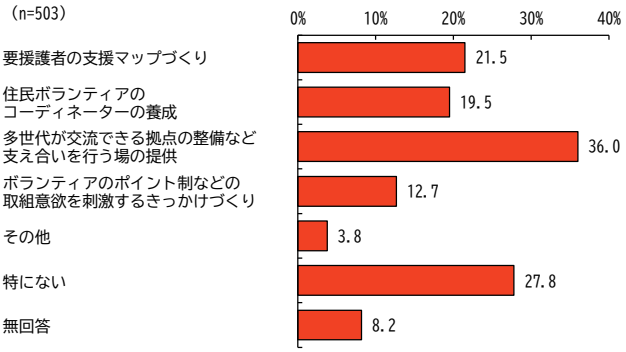
若年者一般調査、高齢者一般調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、居宅介護サービス利用者実態調査及び介護保険未利用者実態調査の結果では、「地域での支え合い機能を向上させるためにどのような施策が有効だと思いますか。」という設問に対して、「要援護者の支援マップづくり」、「住民ボランティアのコーディネーターの養成」「多世代が交流できる拠点の整備など支え合いを行う場の提供」などが高くなっています。

■　地域での支え合い機能を向上させるためにはどのような施策が有効だと思いますか。（複数回答）

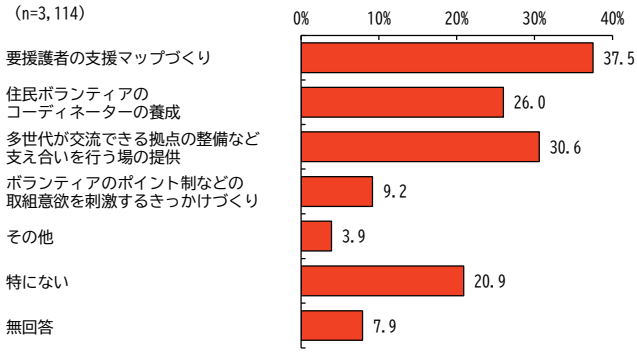
若年者一般調査



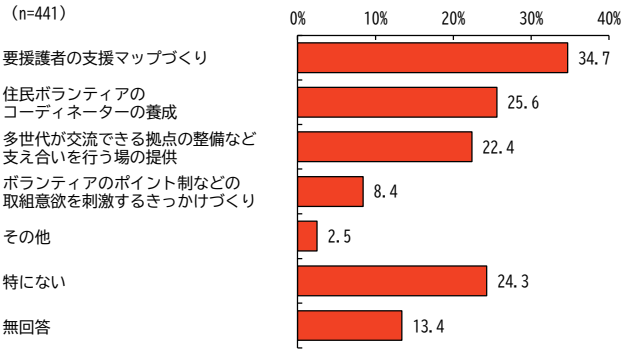
高齢者一般調査



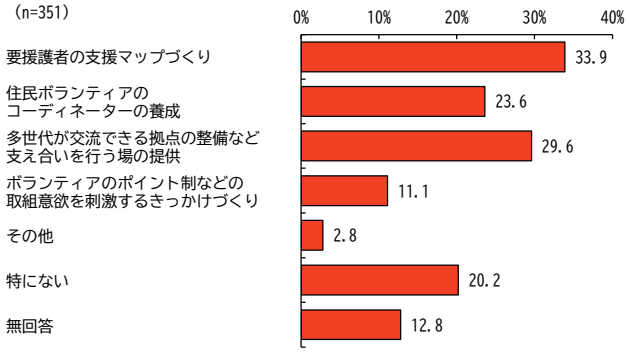
日常生活圏域ニーズ調査



居宅介護サービス利用者実態調査



介護保険未利用者実態調査



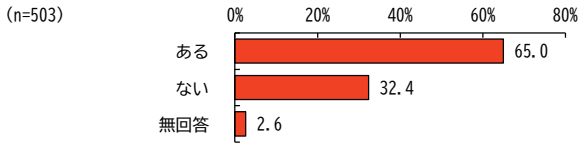
（４）地域の人とつながりを持てる場や交流する機会

高齢者一般調査では、「地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。」という設問に対しては、「ある」という回答が「ない」を大きく上回っているものの、35.0%の高齢者が、「ない」又は「無回答」となっています。

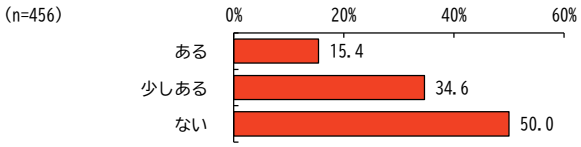
また、障害福祉サービス利用実態調査の結果を見ると、50.0%が「ない」と回答しており、地域とのつながりが希薄であることが伺えます。

■　地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。

高齢者一般調査



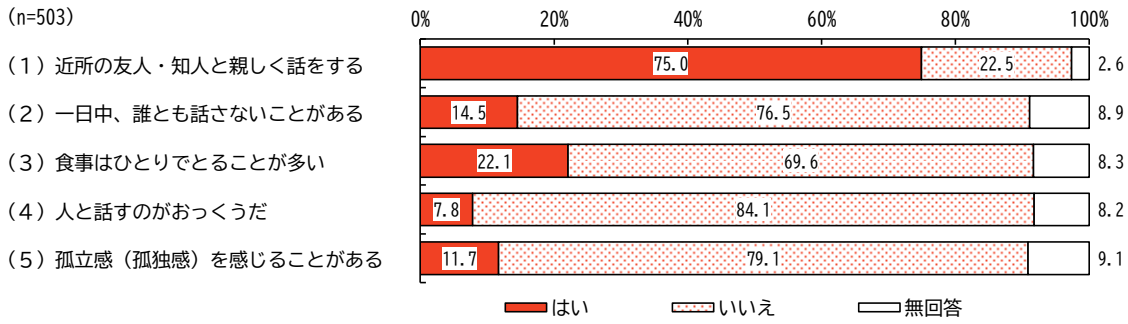
障害福祉サービス利用実態調査



また、「あなたはふだん、次のようなことがありますか。」という設問に対しては、高齢者一般調査で、「近所の友人・知人と親しく話をする」が回答した人が多い一方で、「一日中、誰とも話さない」と回答した人の割合が14.5%、「人と話すのがおっくうだ」と回答した人の割合が7.8%を占めています。

■　あなたはふだん、次のようなことがありますか。

高齢者一般調査



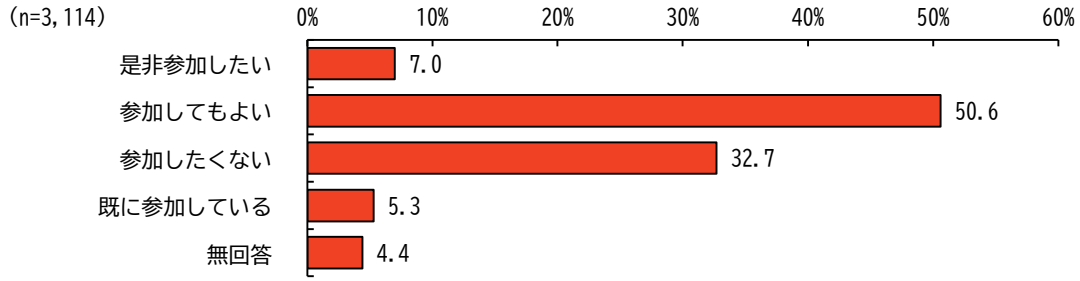
（５）地域での活動

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。」という設問に対して、参加してもよいと思う人が多くなっていますが、「企画・運営（お世話役）」としては参加したくないと思う人が多く、地域での活動の担い手の確保が課題であることが分かります。

一方で、「参加者として」では57.6%の方が、「企画・運営（お世話役）として」では35.9%の方が、「是非参加したい・してもよい」と思っており、地域活動への参加意欲が高いことも分かります。

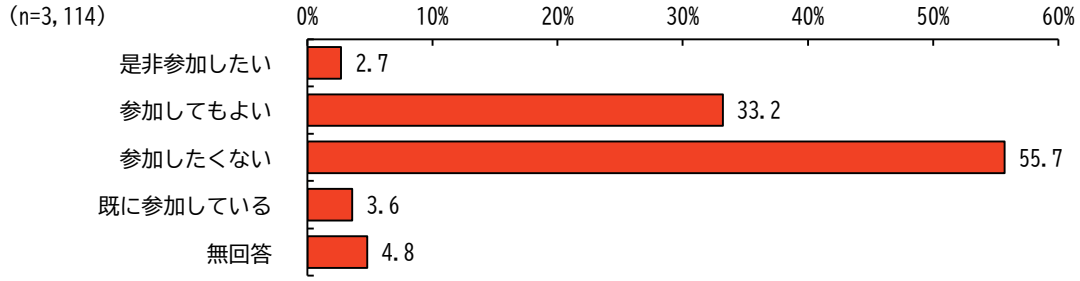
■ 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

日常生活圏域ニーズ調査



■ 地域の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

日常生活圏域ニーズ調査



3 計画策定の経過

開催日等	会議名・検討事項等
令和７（2025）年度	
11月14日～12月19日	厚木市障がい福祉基礎調査【市民向け】
11月21日～12月26日 （2月2日まで延長）	厚木市障がい福祉基礎調査【事業者向け】
11月17日～12月７日	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改正のためのアンケート調査
令和８（2026）年度	
７月９日	厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画を含む市民福祉部３計画について審議
７月16日	厚木市地域包括ケア推進会議 地域福祉計画を含む市民福祉部３計画について審議
７月28日	地域福祉計画を含む市民福祉部３計画の策定に係る意見交換会【市民】
７月30日	厚木市地域福祉推進協議会 地域福祉計画について審議
８月３日	介護・高齢者福祉施設等代表者意見交換会
８月３日	障がい者支援施設等代表者意見交換会
９月28日	地域福祉推進会議 地域福祉計画について審議

4 厚木市保健福祉審議会規則

（趣旨）
第１条　この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第２条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）公募による市民
（2）社会福祉事業従事者
（3）保健福祉関係団体の代表
（4）住民自治組織の代表
（5）学識経験者
（6）関係行政機関の職員
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長）
第４条　審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第６条　審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。
（委任）
第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この規則は、平成５年４月１日から施行する。
附　則（平成10年規則第８号）
この規則は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（平成11年規則第41号）
この規則は、平成11年８月１日から施行する。
附　則（平成19年規則第30号）
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則による改正後の第２条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱(補欠の委員に係るものを除く。)から適用する。

5 厚木市保健福祉審議会委員名簿

令和８年10月１日現在

役　職	氏　名	所属
会長	前頭　七恵	学識経験者
職務代理	遠藤　明司	保健福祉関係団体の代表
委員	今永　誠一郎	公募による市民
委員	河内　二朗	公募による市民
委員	深田　武	公募による市民
委員	渡邊　淳子	社会福祉事業従事者
委員	印南　孝俊	社会福祉事業従事者
委員	遠藤　勝	保健福祉関係団体の代表
委員	廣田　知子	保健福祉関係団体の代表
委員	飯塚　真紀子	保健福祉関係団体の代表
委員	笹山　恵一郎	住民自治組織の代表
委員	老山　大輔	学識経験者
会長	前頭　七恵	学識経験者
委員	多田　智子	学識経験者
委員	長岡　正	関係行政機関の職員
委員	高木　聡	関係行政機関の職員

6 厚木市地域包括ケア推進会議規則

（趣旨）

第１条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）公募による市民

（2）関係団体の代表

（3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第３条 委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第４条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 推進会議の会議は、会長が招集する。

２ 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３ 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第６条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第７条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条 推進会議の庶務は、地域包括ケア推進主管課で処理する。

（委任）

第９条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成30年４月１日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に推進会議に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第２条の規定により推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第３条の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 第４条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

7 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿

令和８年10月１日現在

役　職	氏　名	所　属
会　長	八木　健太郎	厚木医師会
副会長	原　　悠　子	厚木市障がい者基幹相談支援センター
委　員	内田　善久	厚木歯科医師会
委　員	潮　　晴　光	厚木薬剤師会
委　員	吉村　由紀	厚木医療福祉連絡会訪問看護部会
委　員	前　田　　玲	厚木医療福祉連絡会 リハビリテーション部会
委　員	遠藤　貴子	厚木医療福祉連絡会 ケアマネジャー部会
委　員	粂　結花子	厚木医療福祉連絡会摂食嚥下部会
委　員	杉　山　　肇	厚木病院協会
委　員	印南　孝俊	厚木市社会福祉施設連絡会
委　員	小泉　京子	厚木市地域福祉推進協議会
委　員	佐藤　貴子	厚木市地域包括支援センター
委　員	西　川　　薫	公募による市民
委　員	益戸　ゆい	公募による市民
委　員	吉浦　直子	公募による市民

8 厚木市地域福祉推進協議会設置規程

（名称）
第１条　この会は、厚木市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）という。
（目的）
第２条　協議会は、だれもが安心して生き生きと暮らし、共に支え合う地域社会を築くため、地区市民センターの区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換、研修などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画を着実に推進することを目的とする。
（所掌事項）
第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。
（1）厚木市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
（2）地区推進委員会活動の情報提供、情報交換に関すること。
（3）地域福祉活動の調査研究及び普及啓発に関すること。
（4）その他、目的達成に必要な事項に関すること。
（委員）
第４条　協議会の委員は、20人以内とする。
（1）地区推進委員会代表
（2）学識経験者
（任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、任期の途中において委員に交代が生じたときは、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。
２　委員は再任されることができる。
（会長及び副会長）
第６条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第７条　協議会の会議は、会長が招集する。
（庶務）
第８条　協議会の庶務は、地域福祉所管課において処理する。
（その他）
第９条　この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
１　この規程は、平成17年８月９日から施行する。
２　この規程の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第５条の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年７月４日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和元年６月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

9 厚木市地域福祉推進協議会委員名簿

令和８年10月１日現在

選出区分	選出団体	役職等	氏名	備考
地区推進委員会代表	厚木北地区	委員長	遠藤　勝	
	厚木南地区	委員長	中下　俊夫	
	依知北地区	委員長	齊藤　淳一	
	依知南地区	委員長	加藤　延幸	
	睦合北地区	委員長	川平　諭	
	睦合南地区	委員長	永井　明	
	睦合西地区	委員長	小泉　京子	
	荻野地区	委員長	木村　美子	
	小鮎地区	委員長	村井　久雄	
	南毛利地区	委員長	小林　操	
	南毛利南地区	委員長	山田　善治	
	玉川地区	委員長	三橋　貞夫	
	森の里地区	委員長	植木　武美	
	相川地区	委員長	秦　啓子	
	緑ヶ丘地区	委員長	成川　三八子	
学識経験者	厚木市社会福祉協議会	会長	遠藤　明司	
	厚木市保育会	会長	廣田 知子	
	厚木市身体障害者福祉協会	会長	畑中　靖敏	
	厚木市老人クラブ連合会	会長	伊藤　桂	

10 諮問・答申

（1）諮問

（2）答申

11 用語集

現在作成中です

〈あ行〉

ＩＣＴ（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

意思決定支援

認知症や障がいなどにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

ＮＰＯ（非営利組織）

Non Profit Organizationの略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）です。

〈か行〉

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚のこどもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

クールシェアスポット

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェアです。「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が地域で気軽に集まって涼むことのできる場所です。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

こども食堂

こどもたちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取り組みのことで、経済的な理由や、家族揃ってご飯を食べることが難しいこどもたちに対して、温かい食事を提供する場としてだけでなく、地域住民のコミュニケーションの場です。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

重層的支援会議

支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケース について、支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うための会議です。

重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、こども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的施設です。

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、この法に基づき平成27年4月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等を行う推進員です。

〈た行〉

第二層協議体（協議体）

支え合いの地域づくりを検討する場です。協議体は、第一層協議体と第二層協議体があります。

第一層協議体は全市的な課題を検討する場、第二層協議体は地域の課題を検討する場です。

第二層協議体だけでは解決できない問題を、第一層協議体にあげて議論します。

団塊の世代

戦後の出生数が各年250万人を超えた第一次ベビーブーム（昭和２２（１９４７）から昭和２４（１９４９）年）の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

~~**地域福祉コーディネーター**~~

~~地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。~~

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、こどもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを

行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターステップアップ講座を受講した人を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21％を超える社会をいいます。

なお、７％を超えると「高齢化社会」といい、14％を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している10地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年のこども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

伴走型の支援

支援者と相談者が継続的につながり関わりながら、相談者の状態の変化に寄り添い、課題を解きほぐす支援をいいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る施設です。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

向こう三軒両隣

自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家。日本では古くから親しく交際する近くの家の意味で使用されている言葉です。

〈や行〉

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。が

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。